

第五章 地盤環境の保全に関する規制等
 第一節 地盤の沈下の防止に関する規制

第四章 地盤環境の保全に関する規制等

第六十九条 この節(第七十六条を除く。)において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が六平方センチメートルを超えるものをいう。

(地下水の採取の許可)

第七十条 地下水の採取により地盤が著しく沈下し、又は著しく沈下するおそれがある地域で、生活環境に係る被害を防止するため地下水の採取を規制する必要がある地域として規則で定める地域(以下「地下水採取規制地域」という。)内において、揚水設備により地下水を採取してこれを規則で定める用途(以下「特定用途」という。)に供しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2 知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が規則で定める技術的基準(以下「技術的基準」という。)に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定める用途に供する地下水の採取については、その地下水に替えて他の水源を確保することが著しく困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

4 知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するために必要な条件を付することができる。

- 改正 平成二九年三月二九日 規則第三五号
- 改正 平成二九年八月四日 規則第九五号
- 改正 平成三〇年三月二九日 規則第六二号
- 改正 平成三一年二月二日 規則第八号
- 改正 平成三一年三月二八日 規則第七八号
- 改正 令和元年五月二四日 規則第三号
- 改正 令和元年六月二四日 規則第一七号
- 改正 令和元年八月二三日 規則第三二号
- 改正 令和二年三月二三日 規則第二五号
- 改正 令和二年三月二七日 規則第三六号
- 改正 令和二年一〇月一日 規則第一一二号

(地下水の採取を規制する地域等)
 第四十条 条例第七十条第一項の規則で定める地域は別表第十六に掲げる地域とし、同項の規則で定める用途は水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業(以下「水道事業」という。)で給水人口五千人以上のものとする。

(許可の申請)
 第四十一条 条例第七十条第一項の規定による許可の申請は、地下水採取許可申請書(様式第十七号)を提出して行わなければならない。

(技術的基準等)
 第四十二条 条例第七十条第二項の規則で定める技術的基準は、別表第十七に掲げる基準とする。

2 条例第七十条第三項の規則で定める用途は、水道事業とする。

(経過措置)

第七十一条 地下水採取規制地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が技術的基準に適合するものにより特定用途に供する地下水を採取している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、前条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 地下水採取規制地域の指定の際現に当該地域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより特定用途に供する地下水を採取している者は、知事が公示して指定する日までの間に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、前条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前二項に規定する者は、当該地下水採取規制地域の指定の日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、当該揚水設備について、知事に届け出なければならぬ。

4 前三項の規定は、特定用途を定める規則又はこれを改正する規則の施行に伴い新たに特定用途に供する地下水となる地下水を当該規則の施行の際現に地下水採取規制地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について準用する。この場合において、前項中「当該地下水採取規制地域の指定の日」とあるのは、「当該規則の施行の日」と読み替えるものとする。

5 技術的基準を定める規則を改正する規則の施行の際現に地下水採取規制地域内において改正後の技術的基準に適合しない許可揚水設備（前条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同じ。）（第二項（前項において準用する場合を含む。）の許可揚水設備を除く。）により特定用途に供する地下水を採取している者がある場合においては、当該許可揚水設備に係る前条第一項の許可は、知事が公示して指定する日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

6 知事は、地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるときは、第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定により前条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対し、当該揚水設備による地下水の採取を停止し、又はその量を減少させることその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(氏名の変更等の届出)

第七十二条 第七十条第一項の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、その変更があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(経過措置に伴う届出)

第四十三条 条例第七十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、地下水採取届出書（様式第十八号）を提出して行わなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第四十四条 条例第七十二条の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第十九号）を提出して行わなければならない。

(承継)

第七十三条

採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採取者の地位を承継する。

2

採取者について相続、合併又は分割（その許可揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可揚水設備を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3

前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第七十四条

採取者がある許可揚水設備につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該許可揚水設備に係る第七十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、その該当するに至った日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 許可揚水設備により特定用途に供する地下水を採取することを廃止したとき。

二 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を六平方センチメートル以下としたとき。

三 前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

(監督処分)

第七十五条

知事は、偽りその他不正の手段により第七十条第一項の許可を受けた者又は同条第四項の規定により付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 知事は、第七十条第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、又は同条第四項の規定により付した条件に違反して地下水の採取が行われている揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水設備による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすることその他その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(承継)

第四十五条

条例第七十三条第三項の規定による届出は、許可揚水設備承継届出書（様式第二十号）を提出して行わなければならない。

(許可の失効)

第四十六条

条例第七十四条の規定による届出は、許可揚水設備廃止届出書（様式第二十一号）を提出して行わなければならない。

生活環境の保全等に関する条例

(水量測定器の設置等)

第七十六条 揚水設備により地下水を採取している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならない。

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(水量測定器の設置等)

第四十七条 条例第七十六条の規則で定める者は、動力を用いる揚水設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）（一の敷地内に二以上の揚水設備があるときは、それらの揚水機の吐出口の断面積の合計。）が六平方センチメートルを超えるものにより地下水を採取している者とする。

2 条例第七十六条の規定により設置する水量測定器は、次に掲げるもののうち、揚水設備の構造、揚水時間等に応じ、地下水の採取量を最も正確に測定できるものとする。

- 一 実測型水道メーター
 - 二 接線流羽根車式水道メーター
 - 三 副管付水道メーター
 - 四 軸流羽根車式水道メーター
 - 五 ベンチュリー管分流式水道メーター
 - 六 ローター型水道メーター
 - 七 複合型水道メーター
 - 八 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の性能を有する水量測定器
- 3 条例第七十六条の規定による記録は地下水採取量記録簿（様式第二十二号）により行うものとし、同条の規定による報告は毎年一月一日から十二月三十一日までの間の地下水の採水量について翌年一月三十一日までに地下水採取量報告書（様式第二十三号）により行うものとする。

第二節 地下水等の汚染の防止に関する規制等

(用語)

第七十七条 この節において「地下浸透水」とは、届出事業場から地下に浸透する水で汚水等(第四十九条第五項に規定する汚水等をいい、これを処理したものを含む。第七十九条第二項において同じ。)を含むものをいう。

(有害物質を含む地下浸透水の浸透の禁止)

第七十八条 届出事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

(改善命令等)

第七十九条 知事は、前条に規定する者が、前条の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて届出施設(第四十九条第二項に規定する届出施設をいう。以下この節において同じ。)の構造若しくは使用の方法若しくは第四十九条第五項に規定する汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は届出施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができ

る。

2 前項の規定は、一の施設が届出施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等を含むものについては、当該施設が届出施設となった日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、規則で定める期間)は、適用しない。ただし、当該施設が届出施設となった際にその水が地下浸透水であるとき及びその者に適用されている市町村の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(事故時の措置)

第八十条 届出事業場の設置者は、当該届出事業場において、届出施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該届出事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、届出事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(常時監視等)

第八十一条 知事は、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するものとする。

2 知事は、前項の規定による常時監視の結果明らかになつた地下水の水質の汚濁の状況を公表するものとする。

(有害物質を含むものとしての要件)

第四十八条 条例第七十八条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに知事が別に定める方法により有害物質による地下浸透水の汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

第三節 土壤汚染に関する規制等

第一款 総則

(用語)

第八十一条の二 この節において「特定有害物質」とは、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「土壤法」という。）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。

2 この節において「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。

3 この節において「ダイオキシン特定施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。

4 この節及び第百五条第七項において「土壤汚染状況調査」とは、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類（以下これを「管理有害物質」という。）による汚染の状況の調査をいう。

(土地の所有者等の責務)

第八十一条の三 土地の所有者、管理者及び占有者（以下この条において「所有者等」という。）は、当該土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をしようとする場合又は当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

2 土地の所有者等は、埋立て、嵩（かさ）上げ、客土その他当該土地に当該土地の区域以外の区域から土砂を搬入する土地の造成をしようとする場合には、当該土砂の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

3 前二項の場合において、土地の所有者等は、当該土地の土壤の管理有害物質による人の健康に係る被害が生じないように努めなければならない。

生活環境の保全等に関する条例

第二款 土壌汚染状況調査

(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第八十一条の四 使用が廃止された有害物質使用届出施設(第四十九条第二項に規定する届出施設であつて、同項第一号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。))をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)又はダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、土壌法第四条第二項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査)

第四十八条の二 条例第八十一条の四第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、知事は、当該土地の所有者等(条例第八十一条の四第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長するものとする。この場合において、その申請は、報告期限延長申請書(様式第二十三号の二)を提出して行うものとする。

- 一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用届出施設等を設置していた者である場合(第八十一条の四第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。)
当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された日
- 二 当該土地の所有者等が条例第八十一条の四第二項の規定による通知を受けた者である場合(同条第二項ただし書の確認を受けた場合を除く。)
当該通知を受けた日
- 三 条例第八十一条の四第一項ただし書の確認が取り消された場合
第四十八条の二十三の規定による通知を受けた日

2 条例第八十一条の四第一項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項の土壌汚染状況調査結果報告書(様式第二十三号の三)を提出して行うものとする。

3 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項の土壌汚染状況調査の結果報告書には、土壌汚染状況調査の対象となる土地(以下「土壌汚染状況調査の対象地」という。)の土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査の対象となる管理有害物質等)

第四十八条の三 条例第八十一条の四第一項の規則で定める管理有害物質は、全ての管理有害物質とする。

第四十八条の四 条例第八十一条の四第一項の規則で定める方法は、次条から第四十八条の十七までに定めるところとする。

(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握)
第四十八条の五 土壌汚染状況調査を行う者(以下「調査実施者」という。)は、土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、管理有害物質の製造、使用又は処理(ダイオキシン類にあつては、発生又は処理)の状況、土壌又は地下水の管理有害物質による汚染の概況その他の土壌汚染状況調査の対象地における土壌の管理有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

- 2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が第四十八条の三十三第一項の基準(以下「特定有害物質土壌溶出量基準」という。)、同条第二項の基準(以下「特定有害物質土壌含有量基準」という。)、又は同条第三項の基準(以下「ダイオキシン類土壌含有量基準」という。)に適合していないおそれがあると認められる管理有害物質の種類(管理有害物質の種類が別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質である場合にあつては、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。)について、土壌その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取等」という。)の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める管理有害物質の種類以外の管理有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。
- 一 次項の規定により知事から通知を受けた場合
 当該通知に係る管理有害物質の種類
 - 二 条例第八十一条の五第二項の規定による調査を行う場合
 ダイオキシン類
 - 三 条例第八十一条の六第三項の規定による調査を行う場合
 有害物質使用特定施設又は有害物質使用届出施設等(以下「有害物質使用特定施設等」という。)において製造され、使用され、又は処理されていた(ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた)管理有害物質
 - 四 申請に係る調査(条例第八十一条の二十一の四の三第一項の規定による申請に係る調査をいう。以下同じ。)を行う場合
 ダイオキシン類

- 3 知事は、調査実施者が条例第八十一条の四第一項又は第六項の規定による調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合していないおそれがある管理有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該管理有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。
- 4 前項の申請は、管理有害物質の種類を通知申請書(様式第二十三号の四)を提出して行うものとする。
- 5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の管理有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の管理有害物質の種類を通知申請書に記載した書類を添付しなければならない。
- 6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた管理有害物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。)を行うものとする。
- 一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四十八条の六第三項第二号に規定する第二種特定有害物質(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下この章において「令」という。)第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合(土壤汚染状況調査の対象地に第四十八条の十二の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壤があると認められる場合を含む。)第四十八条の十二の二に定める方法
- 二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第四十八条の十二の三に定める方法
- 三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外(以下「人為等」という。)に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第四十八条の十二までに定める方法

(第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壌汚染のおその分類)

第四十八条の五の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第四十八条の八、第四十八条の十、第四十八条の十五及び第四十八条の十六において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設等に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

二 当該土地が有害物質使用特定施設等に係る工場又は事業場において試料採取等対象物質の製造、使用又は処理（ダイオキシン類にあつては、発生又は処理）に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

三 前二号に掲げる土地以外の土地

(第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定)

第四十八条の六 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壌汚染状況調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、土壌汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された土壌汚染状況調査の対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を土壌汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3

調査実施者は、試料採取等対象物質が特定有害物質である場合にあつては、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

- 一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画
- 二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画
 - イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画
 - (1) 第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画
 - (2) 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画
- ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画
 - (1) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画
 - (2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画

- 4 調査実施者は、試料採取等対象物質がダイオキシン類である場合にあつては、土壤汚染状況調査の対象地を区画する線及びこれと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割された区画（以下「三十メートル区画」という。）に前条第三号に掲げる土地を含む単位区画がある場合において、次の各号のいずれかの単位区画について、試料採取等の対象とするものとする。この場合において、調査実施者は、前条第三号に掲げる土地を含む三十メートル区画の数が最も少なくなるように分割することができる。
- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画
- イ 三十メートル区画内にある前条第三号に掲げる土地を含む単位区画の数が六以上である場合
当該三十メートル区画内にある同号に掲げる土地を含む単位区画のうちいずれか五区画
- ロ 三十メートル区画内にある前条第三号に掲げる土地を含む単位区画の数が五以下である場合
当該三十メートル区画内にある同号に掲げる土地を含む全ての単位区画
- 二 前号に定める単位区画及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める単位区画（三十メートル区画内にある単位区画を除く。）
- イ 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合
当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画
- ロ 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合
当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画
- 5 前項の規定にかかわらず、調査実施者は、前条第二号及び第三号に掲げる土地を含む全ての単位区画について、試料採取等の対象とすることができる。
- 6 前三項の規定にかかわらず、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項、第八十一条の六第二項又は第三項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更（条例第八十一条の三第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）より一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第四十八条の八第一項第一号に基づき土壤ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採取等の対象としないことができる。

(第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例)

第四十八条の七 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの(当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行つた土壤汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該過去に行つた土壤汚染状況調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

(第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施)

第四十八条の八 調査実施者は、第四十八条の六第三項から第五項までの規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質の区分に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

- 一 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壤ガス調査」という。)
- 二 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「特定有害物質土壤溶出量調査」という。)並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「特定有害物質土壤含有量調査」という。)
- 三 第三種特定有害物質 特定有害物質土壤溶出量調査

四 ダイオキシン類 土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定(以下「ダイオキシン類土壤含有量調査」という。)

2 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 試料採取等区画の中心(第四十八条の五第一項の規定により調査実施者が把握した情報により当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。)において、土壤中の気体(当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水)を、知事が別に定める方法により採取すること。

- 二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。

3 特定有害物質土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取すること。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

二 前号本文の規定により表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取した場合にあつては、当該土壌を、同じ重量混合すること。

三 第四十八条の六第三項第二号の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。

4 特定有害物質土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

二 前号の規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、知事が別に定める方法により測定すること。

5

ダイオキシン類土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第四十八条の六第四項各号に定める単位区画を
 試料採取等区画とする場合にあっては、次のイ又は
 ロに掲げる場合の区分に応じ、採取すること。
 イ 試料採取等区画の数が五の場合 試料採取地
 点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らか
 である場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が
 地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当
 該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五
 センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メー
 トルまでにある土壌に限る。）又は汚染のおそれ
 が生じた場所の位置が地表と同一の位置にある
 場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置
 が明らかでない場合には、表層の土壌を採取する
 こと。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八
 十一条の五第二項、第八十一条の六第二項又は第
 三項の規定に基づき土壌汚染状況調査を行う場
 合であり、かつ、当該土壌が最大形質変更深さよ
 り一メートルを超える深さの位置にあるときは、
 当該土壌の採取を行わないことができること。
 ロ 試料採取等区画の数が四以下の場合にあって
 は、次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応
 じ、当該(1)から(4)までに定める地点の汚染のお
 それが生じた場所の位置が明らかである場合（汚
 染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の
 位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそ
 れが生じた場所の位置から深さ五センチメート
 ルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにあ
 る土壌に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所
 の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは
 汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない
 場合には、表層の土壌を採取すること。ただし、
 条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二
 項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定に基
 づく土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、
 当該土壌が最大形質変更深さより一メートルを
 超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取
 を行わないことができること。
- (1) 試料採取等区画の数が四の場合 試料採取
 地点及び当該試料採取等区画のうちいずれか
 一の単位区画内の一地点（試料採取地点を除
 く。）
- (2) 試料採取等区画の数が三の場合 試料採取
 地点及び当該試料採取等区画のうちいずれか
 二の単位区画内のそれぞれ一地点（試料採取地
 点を除く。）
- (3) 試料採取等区画の数が二の場合 試料採取
 地点並びに当該試料採取等区画のうちいずれ
 か一の単位区画内の二地点（試料採取地点を除
 く。）及び当該単位区画以外の単位区画内の一
 地点（試料採取地点を除く。）
- (4) 試料採取等区画の数が一の場合 試料採取
 地点及び当該試料採取等区画内の四地点（試料
 採取地点を除く。）

二 第四十八条の六第五項に定める単位区画を試料採取等区画とする場合にあつては、試料採取地点及び当該単位区画内の四地点（試料採取地点を除く。）において、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、表層の土壌を採取すること。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

三 前二号の規定により採取された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 前号の規定により混合された土壌に含まれるダイオキシン類の量を、知事が別に定める方法により測定すること。

6 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号並びに前項第一号及び第二号（試料採取地点に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定による土壌その他の試料の採取に代えることができる。

（第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等）

第四十八条の九 調査実施者は、第四十八条の六第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第十八の二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかつたときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四十八条の六第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査において、当該特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査を行うものとする。

3 調査実施者は、第四十八条の六第四項第一号の規定による試料採取等区画に係るダイオキシン類土壤含有量調査において、当該ダイオキシン類土壤含有量調査に係る土壤のダイオキシン類による汚染状態がダイオキシン類土壤含有量基準に適合しなかったときは、前条第五項の規定にかかわらず、当該三十メートル区画内にある全ての単位区画（その区域内の全ての土地が第四十八条の五の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画を除く。）において、次に掲げるところにより、ダイオキシン類土壤含有量調査を行うものとする。

- 一 試料採取地点及び当該単位区画内の四地点（試料採取地点を除く。）において、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五センチメートルまでの土壤（地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、表層の土壤を採取すること。
- 二 前号の規定により採取された土壤を、同じ重量混合すること。
- 三 前号の規定により混合された土壤に含まれるダイオキシン類の量を、前条第五項第四号の知事が別に定める方法により測定すること。

4 前項の規定は、第四十八条の六第四項第二号の規定による試料採取等区画に係るダイオキシン類土壤含有量調査について準用する。この場合において、「三十メートル区画」とあるのは、「三十メートル区画又は三十メートル格子」と読み替えるものとする。

5 前条第六項の規定は、前各項の規定による土壤ガス調査、特定有害物質土壤溶出量調査、特定有害物質土壤含有量調査及びダイオキシン類土壤含有量調査に係る土壤その他の試料の採取について準用する。

（第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定）

第四十八条の十 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第四十八条の十六において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壤が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第四十八条の十六において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

- 一 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

二 前号に掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第四十八条の五第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質の種類にいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類

三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第十八の下欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類にいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の上欄及び下欄に掲げる特定有害物質の種類（第一号に掲げるものを除く。）前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

2
一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前項に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十七センチメートルの土壌）

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一米ートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ニ 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該特定有害物質の量を、第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により測定すること。

(第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の結果の評価)

第四十八条の十一 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、代表地点において前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 少なくとも一の代表地点において特定有害物質土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。)
- 二 少なくとも一の代表地点において別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「第二溶出量基準」という。)に適合しなかったとき

溶出量基準

2 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。

- 一 特定有害物質土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。)
- 二 第二溶出量基準に適合しなかったとき
- 三 特定有害物質土壤溶出量基準に適合したとき

3

特定有害物質土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査(第四十八条の六第三項第二号の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該特定有害物質土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定有害物質土壤溶出量調査又は特定有害物質土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 特定有害物質土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。)
- 二 第二溶出量基準に適合しなかったとき
- 三 特定有害物質土壤含有量基準に適合しなかったとき

出量基準

特定有害物質土壤含有量基準

4 ダイオキシソ類土壤含有量調査（第四十八條の六第四項の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該ダイオキシソ類土壤含有量調査に係る土壤のダイオキシソ類による汚染状態がダイオキシソ類土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該ダイオキシソ類土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、ダイオキシソ類についてダイオキシソ類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
 （第四十八條の五第六項第三号に掲げる場合のダイオキシソ類について汚染状態にあるとみなされた土地の周辺の試料採取等）

第四十八條の十二 前条第四項の規定によりダイオキシソ類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされた単位区画の区域（第四十八條の六第五項に規定する単位区画の区域及び第四十八條の九第四項において準用する同条第三項に規定する単位区画の区域を除く。）があるときは、当該区域に接する単位区画の区域（その区域内の全ての土地が第四十八條の五の二第一号に掲げる区分に分類されるものを除く。）について、第四十八條の九第三項の規定の例により、ダイオキシソ類土壤含有量調査を行うものとする。

2 第四十八條の八第六項の規定は、前項の規定によるダイオキシソ類土壤含有量調査に係る土壤その他の試料の採取について準用する。

（第四十八條の五第六項第一号に掲げる場合の土地における土壤汚染状況調査）

第四十八條の十二の二

第四十八條の五第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 第四十八條の六第一項及び第二項並びに第四十八條の七に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第四十八條の五第六項第一号に係る対象地（以下この条及び第四十八條の十六の二において「調査対象地」という。）の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にいる調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画））について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四十八條の六第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

三 前号の規定にかかわらず、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合、次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかである場合、イの土壌のうち当該地層内にある土壌（イの土壌が当該地層内でない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）

五 前号イ(1)の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

六 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項の規定にかかわらず、第四十八条の五第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

二 一次のいずれかに該当する土壤であること。
 イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壤であること。
 ロ 当該土壤の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壤の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態
特定有害物質土壤溶出量基準に適合しないものであって、特定有害物質土壤含有量基準に適合するもの	特定有害物質土壤溶出量基準に適合しないものであって、特定有害物質土壤含有量基準に適合するもの又は特定有害物質土壤溶出量基準及び特定有害物質土壤含有量基準に適合しないもの
特定有害物質土壤溶出量基準に適合するもの	特定有害物質土壤溶出量基準に適合するもの又は特定有害物質土壤溶出量基準及び特定有害物質土壤含有量基準に適合しないもの
特定有害物質土壤溶出量基準及び特定有害物質土壤含有量基準に適合しないもの	特定有害物質土壤溶出量基準及び特定有害物質土壤含有量基準に適合しないもの

3 調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壤があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一 第四十八条の六第一項及び第二項並びに第四十八条の七に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、自然由来盛土等に使用した土壤が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壤の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。

イ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画

- ロ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか一区画
- 三 前号の規定にかかわらず、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ自然由来盛土等の土壌の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。
- 四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。
 - イ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかでない場合
 - (1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌
 - (2) 深さ一メートルから十メートルまでの一米ートルごとの土壌
 - ロ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかである場合 イの土壌のうち当該自然由来盛土等の土壌（イの土壌が当該自然由来盛土等の土壌でない場合にあつては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位置の土壌）
- 五 前号の規定にかかわらず、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。ただし、同号ただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然由来盛土等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。
- 六 第四号イ(1)の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。
- 七 第四号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定すること。

4 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならぬ。

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について特定有害物質土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

6 第三項第七号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について特定有害物質土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（次号に掲げる場合を除く。）当該測定に係る単位区画を含む三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

二 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合
自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

7 前二項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとくいずれかの単位区画。第四十八条の十六の二第一項第一号において同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。

一 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

- 二 特定有害物質土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかったとき 特定有害物質土壌溶出量基準に適合し、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 三 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- 四 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかったとき 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- 8 第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において同じ。）において第一項第四号から第六号までの規定により第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の六第二項又は第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。
 - 一 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
 - 二 特定有害物質土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかったとき 特定有害物質土壌溶出量基準に適合し、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
 - 三 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

- 四 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかったとき(第六号に掲げるときを除く。) 特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画
- 五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画
- 六 第二溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

9 第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壌の採取をもって、これらの規定の土壌の採取に代えることができる。
 (公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例)

第四十八条の十二の三 第四十八条の五第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 第四十八条の六第一項及び第二項並びに第四十八条の七に定める方法により土壌汚染状況調査の対象地を区画すること。
- 二 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第四十八条の五第六項第二号に係る対象地(以下この条、第四十八条の十五の二及び第四十八条の十六の二において「調査対象地」という。)の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項又は第八十一条の六第二項若しくは第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壌の層(以下「埋立層等」という。)の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。
- イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画
- ロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画

三 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び第三項において同じ。）において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、条例第八十一条の四第六項、第八十一条の五第二項又は第八十一条の六第二項若しくは第三項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メートル格子内における最大形状変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合、次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質、第三種特定有害物質又はダイオキシン類である場合においては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合、イ(1)から(3)までに掲げる土壌のうち当該埋立層等内の土壌（イ(1)から(3)までに掲げる土壌が当該埋立層等内でない場合にあっては、当該埋立層等内の任意の位置の土壌）

四 前号イ(1)（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質、第三種特定有害物質又はダイオキシン類である場合に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質（特定有害物質に限る。）の量にあっては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質（ダイオキシン類に限る。）の量にあっては同条第五項第四号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壤の管理有害物質による汚染状態が第四十八条の十一第三項各号のいずれか又は同条第三項に該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第三号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

(土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第四十八条の十三 調査実施者は、第四十八条の五から第四十八条の十まで及び前三条の規定にかかわらず、これらの規定による土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。)を行わないことができる。

2 前項の規定により土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、土壤汚染状況調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質(調査実施者が条例第八十一条の四第一項又は第六項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であつて、第四十八条の五第一項の規定による土壤汚染状況調査の対象地における土壤の管理有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、全ての管理有害物質)について第二溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準及びダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)
 第四十八条の十四 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四十八条の六第三項、第四十八条の八第一項第一号、第二項及び第六項、第四十八条の九第一項及び第五項並びに第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第四十八条の五の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心(第四十八条の五第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第四十八条の十第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第四十八条の十第二項第二号に規定する測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げる場合を除く。) 特定有害物質土壌溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第四十八条の十五 調査実施者は、第四十八条の五第六項第三号に掲げる場合において、第四十八条の六第三項から第五項まで、第四十八条の八から第四十八条の十まで及び第四十八条の十二の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域(全ての区域が第四十八条の五の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第四十八条の十五の二 調査実施者は、第四十八条の五第六項第二号に掲げる場合において、第四十八条の十二の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準(調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第四十八条の三十八第一項第三号を除き、以下同じ。))が埋め立てられている場所を除く。)であり、かつ、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあつては、特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(試料採取等の省略)

第四十八条の十六

調査実施者は、第四十八条の八から第四十八条の十までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

- 一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。
 - 二 特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査において当該特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないものであること。
 - 三 第四十八条の十第二項第二号に規定する測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合しないものであること。
 - 四 ダイオキシン類土壌含有量調査において当該ダイオキシン類土壌含有量調査に係る土壌のダイオキシン類による汚染状態がダイオキシン類土壌含有量基準に適合しないものであること。
- 2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかったときは、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第四十八条の五の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第四十八条の八から第四十八条の十までの規定による試料採取等の結果が前項第二号又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が第四十八条の十一第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- 一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画
 - 二 特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査（第四十八条の六第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合するものであった単位区画

- 三 第四十八条の六第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
 - 四 第四十八条の六第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査において当該特定有害物質土壌溶出量調査又は特定有害物質土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画
 - 五 第四十八条の十第二項第二号に規定する測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画
 - 六 ダイオキシソリン類土壌含有量調査（次号のダイオキシソリン類土壌含有量調査を除く。）において当該ダイオキシソリン類土壌含有量調査に係る土壌のダイオキシソリン類による汚染状態がダイオキシソリン類土壌含有量基準に適合するものであった単位区画
 - 七 第四十八条の六第四項の規定による試料採取等区画に係るダイオキシソリン類土壌含有量調査において当該ダイオキシソリン類土壌含有量調査に係る土壌のダイオキシソリン類による汚染状態がダイオキシソリン類土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル区画又は三十メートル格子内にある単位区画
- 第四十八条の十六の二** 調査実施者は、第四十八条の十二の二第一項若しくは第三項又は第四十八条の十二の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。
- 一 第四十八条の十二の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいづれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。
 - 二 第四十八条の十二の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシソリン類土壌含有量基準に適合しないものであること。

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地（第四十八条の十二の二第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地）又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について、前項第一号に該当する場合にあつては特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準、同項第二号に該当する場合にあつては特定有害物質土壌溶出量基準（第四十八条の十五の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第四十八条の十二の三第一項第五号の測定を行った場合にあつては、第二溶出量基準）、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第四十八条の十二の二第一項若しくは第三項又は第四十八条の十二の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあつては、当該各号に掲げる測定に係る土壌の管理有害物質による汚染状態が第四十八条の十一第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第四十八条の十二の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が全て特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

二 第四十八条の十二の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の管理有害物質による汚染状態が全て特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

（大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例施行前に行われた調査の結果の利用）

第四十八条の十七 第四十八条の十七 土壌汚染状況調査の対象地において、大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第四十七号）の施行前に第四十八条の八から第四十八条の十まで又は第四十八条の十二から第四十八条の十二の三までの規定による試料採取等と同等程度に土壌の管理有害物質による汚染状態を把握できる精度を保持して試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の管理有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなすことができる。

(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る確認等)

第四十八条の十八 条例第八十一条の四第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項ただし書の確認申請書(様式第二十三号の五)を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第一項ただし書の確認申請書には、条例第八十一条の四第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請に係る土地の場所が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第八十一条の四第一項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場(当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。

二 有害物質使用届出施設等を設置していた小規模な工場若しくは事業場において事業の用に供されている建築物と当該工場若しくは事業場の設置者(その者が法人である場合にあつては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であつた土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第四十八条の二十七第四号及び第四十八条の三十一第二項第二号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

4 条例第八十一条の四第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を承継届出書(様式第二十三号の六)により知事に届け出なければならない。

2 知事は、第五十七条の規定による届出施設（有害物質使用届出施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出又はダイオキシン類対策特別措置法第十八条の規定によるダイオキシン類特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用届出施設等の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用届出施設等を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の利用者等に対し、当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

3 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

（有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知）
第四十八条の十九 条例第八十一条の四第二項の規定による通知は、有害物質使用届出施設等の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。

（有害物質使用届出施設等の使用の廃止等に関し通知すべき事項）
第四十八条の二十 条例第八十一条の四第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 使用が廃止された有害物質使用届出施設等の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた）管理有害物質の種類
- 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- 三 条例第八十一条の四第一項の規定による報告を行うべき期限

（条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

第四十八条の二十一 条例第八十一条の四第三項の規定による届出は、土地利用方法変更届出書（様式第二十三号の七）を提出して行うものとする。

2 前項の土地利用方法変更届出書には、条例第八十一条の四第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。（条例第八十一条の四第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）

第四十八条の二十二 条例第八十一条の四第四項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、利用の方法を変更しようとする土地の場所について行うものとする。

（条例第八十一条の四第一項ただし書の確認の取消しの通知）
第四十八条の二十三 知事は、条例第八十一条の四第四項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

生活環境の保全等に関する条例

- 5 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする場合には、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、当該土地（次条第一項の規定による報告の対象となる土地を除く。）における過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
 - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

生活環境の保全等に関する条例施行規則

- （条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる土地の規模）
- 第四十八条の二十三の二** 条例第八十一条の四第五項の規則で定める規模は、九百平方メートルとする。
- （条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる事項）
- 第四十八条の二十三の三** 条例第八十一条の四第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該土地の利用の履歴及び管理有害物質の使用等の履歴
 - 二 当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果
- （条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果報告）
- 第四十八条の二十三の四** 条例第八十一条の四第五項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第五項の土地の利用履歴等調査結果報告書（様式第二十三号の七の二）を提出して行うものとする。
- 2 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第五項の土地の利用履歴等調査結果報告書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。
- （条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果の報告を要しない行為）
- 第四十八条の二十三の五** 条例第八十一条の四第五項第一号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外に搬出すること。
 - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十七センチメートル以上であること。
 - 二 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

6 前項の規定による調査の結果、当該土地において、過去に管理有害物質が製造され、使用され、又は処理された（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理された）可能性があると認められる場合には、当該土地の所有者等は、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第一項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

（条例第八十一条の四第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更が行われる場合の土壤汚染状況の調査結果報告）
第四十八条の二十三の六 条例第八十一条の四第六項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第六項及び第八十一条の六第二項の土壤汚染状況調査結果報告書（様式第二十三号の七の三）を提出して行うものとする。

2 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第六項及び第八十一条の六第二項の土壤汚染状況調査結果報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さよりメートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合にあつては、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）
第八十一条の五 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしてようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、当該土地における過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

（条例第八十一条の五の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる土地の規模）
第四十八条の二十四 条例第八十一条の五第一項の規則で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（土壤法第三条第一項本文の報告が行われた土地及び同項ただし書の規定に基づく知事の確認を受けた土地を除く。）にあつては、九百平方メートルとする。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（条例第八十一条の五の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる事項）
第四十八条の二十五 条例第八十一条の五第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該土地の利用の履歴及び管理有害物質の使用等の履歴
 - 二 当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果
- 二 当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果
 - 2 土壤法第四条第二項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があつた場合にあつては、条例第八十一条の五第一項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。
 - 一 管理有害物質（ダイオキシン類に限る。次号において同じ。）の使用等の履歴
 - 二 当該土地の管理有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果
- 3 前二項の規定にかかわらず、有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（土壤法第三条第一項本文の報告が行われた土地及び同項ただし書の規定に基づく知事の確認を受けた土地を除く。）の土地にあつては、条例第八十一条の五第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 当該土地の利用の履歴及び特定有害物質の使用等の履歴
 - 二 当該土地の特定有害物質による土壤汚染についての過去の調査の実施結果

2 前項の規定による調査の結果、当該土地において、過去にダイオキシン類が発生し、又は処理された可能性があると認められる場合には、当該土地の所有者等は、規則で定めるところにより、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

(条例第八十一条の五の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果報告)

第四十八条の二十六 条例第八十一条の五第一項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の五第一項の土地の利用履歴等調査結果報告書(様式第二十三号の八)を提出して行うものとする。

(条例第八十一条の五の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果の報告を要しない行為)

第四十八条の二十七 条例第八十一条の五第一項第一号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外に搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十七センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であって、前号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

五 土壤法第三条第一項ただし書の知事の確認を受けた土地において行われる土地の形質の変更

六 有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地(土壤法第三条第一項本文の規定による報告をした工場又は事業場の敷地及び同項ただし書の知事の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更であって、土壤法第四条第二項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があったもの

七 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第二十五条第五号に規定する知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(条例第八十一条の五の規定による土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土壤汚染状況の調査結果報告)

第四十八条の二十八 条例第八十一条の五第二項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の五第二項の土壤汚染状況調査結果報告書(様式第二十三号の九)を提出して行うものとする。

2 前項の条例第八十一条の五第二項の土壤汚染状況調査結果報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合にあつては、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

生活環境の保全等に関する条例

(有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地の調査)

第八十一条の六 有害物質使用届出施設等が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用届出施設等が廃止された工場若しくは事業場の敷地(第八十一条の四第一項の規定による報告が行われた土地又は第八十一条の四第一項ただし書の規定に基づく知事の確認を受けた土地を除く。)における土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、規則で定めるところにより、当該土地(第八十一条の四第五項及び前条第一項の規定による報告の対象となる土地を除く。)における過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(条例第八十一条の六の規定による有害物質使用届出施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地における土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる土地の規模)

第四十八条の二十八の二 条例第八十一条の六第一項の規則で定める規模は、九百平方メートルとする。

(条例第八十一条の六の規定による有害物質使用届出施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地における土地の形質の変更が行われる場合の調査の対象となる事項)

第四十八条の二十八の三 条例第八十一条の六第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該土地の利用の履歴及び管理有害物質の使用等の履歴
- 二 当該土地の管理有害物質による土壌汚染についての過去の調査の実施結果

(条例第八十一条の六の規定による有害物質使用届出施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地における土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果報告)

第四十八条の二十八の四 条例第八十一条の六第一項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する

条例第八十一条の六第一項の土地の利用履歴等調査結果報告書(様式第二十三号の九の二)を提出して行うものとする。

2 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の六第一項の土地の利用履歴等調査結果報告書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、形質の変更の実施についての当該土地の所有者等の同意書

(条例第八十一条の六の規定による有害物質使用届出施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地における土地の形質の変更が行われる場合の利用履歴の調査結果の報告を要しない行為)

第四十八条の二十八の五 条例第八十一条の六第一項第一号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外に搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十七センチメートル以上であること。
 - ニ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

生活環境の保全等に関する条例

2 前項の規定による調査の結果、当該土地において、過去に管理有害物質が製造され、使用され、又は処理された（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理された）可能性があると認められる場合には、当該土地の所有者等は、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第八十一条の四第一項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

3 有害物質使用特定施設（土壤法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）又は有害物質使用届出施設等（以下「有害物質使用特定施設等」という。）が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質の変更をしようとする場合（当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されないときに限る。）には、規則で定めるところにより、当該土地（土壤法第三条第八項若しくは第四条第三項又はこの条例第八十一条の四第六項、前条第二項若しくは前項に規定する調査の対象となる土地を除く。）の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、指定調査機関に第八十一条の四第一項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

生活環境の保全等に関する条例施行規則

（条例第八十一条の六の規定による有害物質使用届出施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地における土地の形質の変更が行われる場合の土壤汚染状況の調査結果報告）

第四十八条の二十八の六 条例第八十一条の六第二項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の四第六項及び第八十一条の六第二項の土壤汚染状況調査結果報告書（様式第二十三号の七の三）を提出して行うものとする。

2 前項の大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の六第二項の土壤汚染状況調査結果報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

（条例第八十一条の六の規定による有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の土壤汚染状況調査の結果報告）

第四十八条の二十九 条例第八十一条の六第三項の規定による報告は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の六第三項の土壤汚染状況調査結果報告書（様式第二十三号の十）を提出して行うものとする。

（条例第八十一条の六の規定による有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の調査の対象となる管理有害物質等）

第四十八条の三十 条例第八十一条の六第三項の規則で定める管理有害物質は、当該有害物質使用特定施設等において製造され、使用され、又は処理されている（ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されている。）管理有害物質とする。

（条例第八十一条の六の規定による有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地における土地の形質変更時の確認等）

第四十八条の三十一 条例第八十一条の六第三項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第八十一条の六第三項ただし書の確認申請書（様式第二十三号の十一）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に係る土地の場所が次の各号のいずれかに該当することが事実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第八十一条の六第三項ただし書の確認をするものとする。

一 工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二 鉱山関係の土地であること。

3 第四十八条の十八第四項及び第五項の規定は、条例第八十一条の六第三項ただし書の確認について準用する。この場合において、第四十八条の十八第四項中「第八十一条の四第一項ただし書」とあるのは、「第八十一条の六第三項ただし書」と読み替えるものとする。

4 第八十一条の四第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の確認を受けた場合について準用する。

(調査結果等の保管及び引継ぎ)

第八十一条の六の二 この条例の規定に基づき土壤汚染状況調査を実施し、又は汚染の除去等の措置を講じた土地の所有者等は、その結果を記録し、これを保管しなければならない。

2 土地の所有者等は、当該土地の所有者等に変更があった場合においては、前項の規定により記録した土壤汚染状況調査又は汚染の除去等の措置の結果を変更後の土地の所有者等に引き継がなければならない。

3 前二項の規定は、土壌法の規定に基づき土壤汚染状況調査を実施し、又は汚染の除去等の措置を講じた土地の所有者等について準用する。

(勧告)

第八十一条の七 知事は、土地の所有者等が第八十一条の四第一項、第五項若しくは第六項、第八十一条の五各項若しくは第八十一条の六第一項から第三項までの規定による調査及びその結果の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたと認めるとき、第八十一条の四第三項（第八十一条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないとき、又は前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、若しくは保管をせず、若しくは同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による引継ぎをしないときは、当該土地の所有者等に対し、調査及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきこと、届出をすべきこと、又は記録をし、保管をし、若しくは引継ぎをすべきことを勧告することができる。

（条例第八十一条の六第三項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出並びにその確認の取消しを行う場所及び取消しの通知）

第四十八条の三十二 第四十八条の二十一から第四十八条の二十三までの規定は、条例第八十一条の六第四項において準用する条例第八十一条の四第三項の規定による届出及び条例第八十一条の六第四項において準用する条例第八十一条の四第四項の規定による条例第八十一条の六第三項ただし書の確認の取消しについて準用する。この場合において、第四十八条の二十一中「第八十一条の四第三項」とあるのは「第八十一条の六第四項において準用する条例第八十一条の四第三項」と、第四十八条の二十二及び第四十八条の二十三中「第八十一条の四第四項」とあるのは「第八十一条の六第四項において準用する条例第八十一条の四第四項」と、「同条第一項ただし書」とあるのは「第八十一条の六第三項ただし書」と読み替えるものとする。

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

第三款 管理区域の指定等

第一目 要措置管理区域

(要措置管理区域の指定等)

第八十一条の八

知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質（第八十一条の五第二項の規定による調査に係る土地にあつては、ダイオキシン類。以下この款及び次款において同じ。）によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。

(要措置管理区域の指定に係る基準)

第四十八条の三十三

条例第八十一条の八第一項第一号の規則で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果が、別表第十八の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第八十一条の八第一項第一号の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第四十八条の八第四項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果が、別表第十八の五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

3 条例第八十一条の八第一項第一号の規則で定める基準のうち土壌に含まれるダイオキシン類の量に関するものは、ダイオキシン類の量を第四十八条の八第五項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果が、別表第十八の六の下欄に掲げる要件に該当することとする。

二 土壌の管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

4 条例第八十一条の八第一項第二号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が次条に定める要件に該当すること。

ロ 土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 条例第八十一条の九第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(地下水の利用状況等に係る要件)

第四十八条の三十四

前条第四項第一号イの要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に次の各号のいずれかの地点があることとする。

一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 地下水を水道法第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く）、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の規定による指定に係る区域（以下「要措置管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 知事は、要措置管理区域の全部又は一部について、土壌法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該要措置管理区域の指定に係る管理有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該要措置管理区域の全部又は一部について第一項の規定による指定を解除するものとする。

6 第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

三 災害対策基本法第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

（要措置管理区域の指定の公示）

第四十八条の三十五 条例第八十一条の八第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の要措置管理区域の指定（同条第六項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置管理区域、当該要措置管理区域において土壌の汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合していない管理有害物質の種類及び条例第八十一条の九第一項第一号の規定により知事が示した当該要措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）（条例第八十一条の八第六項において準用する場合にあっては、当該要措置管理区域において講じられた実施措置（条例第八十一条の九第一項第一号に規定する実施措置をいう。以下同じ。））を明示して、大阪府公報に登載して行うものとする。この場合において、当該要措置管理区域の明示については、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

生活環境の保全等に関する条例

(汚染除去等計画の提出等)

第八十一条の九 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置管理区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 知事により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手及び完了の予定時期

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第四十八条の三十六 条例第八十一条の九第一項本文の規定による指示は、書面により行うものとする。

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)

第四十八条の三十七 条例第八十一条の九第一項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 汚染の除去等の措置（条例第八十一条の八第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき要措置管理区域の場所

二 汚染除去等計画（条例第八十一条の九第一項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

2 条例第八十一条の九第一項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態、当該要措置管理区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第一項第一号の要措置管理区域の場所は、当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該要措置管理区域若しくはその周辺の土地にある地下水の管理有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第一項第二号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第四十八条の三十八 条例第八十一条の九第一項ただし書の規定による指示は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の第二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従つてする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従つてする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従つてする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

2 条例第八十一条の九第一項ただし書の規定による指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の管理有害物質による汚染を発生させたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前二条の規定は、条例第八十一条の九第一項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第二項中「当該要措置管理区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を発生させる行為をした者」と読み替えるものとする。

(指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置)

第四十八条の三十九 指示措置は、別表第十八の七の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、条例第八十一条の九第一項の規定により当該要措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第十八の七の一項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌含有量基準に適合しない場合にあつては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。

3 条例第八十一条の九第一項第一号の規則で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第十八の七の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(汚染除去等計画の記載事項)

第四十八条の三十九の二 条例第八十一条の九第一項第

三号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の所在地
- 三 実施措置を選択した理由
- 四 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点並びに日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七十七条の登録を受けた者(ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第四十九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百二十一条の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者)の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七十七条の登録を受けた者(ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第四十九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百二十一条の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者)の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 六 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出(以下「飛散等」という。)、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- 七 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- 八 実施措置の施行中に基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- 九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 十 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係

十一 要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を把握するための特定有害物質土壌溶出量調査、特定有害物質土壌含有量調査及びダイオキシン類土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法

十二 要措置管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置管理区域の汚染状態及び当該汚染土壌の使用方法

十三 別表第十八の八の上欄に掲げる実施措置の種類に区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項（汚染除去等計画の提出）

第四十八条の三十九の三

条例第八十一条の九第一項の規定により知事から指示を受けた者は、汚染除去等計画書（様式第二十三号の十一の二）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の汚染除去等計画書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置管理区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

2 知事は、前項の規定により知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができ

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、当該変更後の汚染除去等計画を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第四十八条の三十九の四 条例第八十一条の九第三項の規定で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 実施措置の着手予定時期の変更

二 実施措置の完了予定時期に係る変更であつて、条例第八十一条の九第一項本文の規定により知事が示した措置を講ずべき期限までのもの

三 基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置であつて、当該措置と同等以上の効果を有するもの

四 別表第十八の八の上欄に掲げる実施措置の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項に係る変更

- 4 知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第八十一条の十第一号及び第八十一条の十一において同じ。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が規則で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。
- 5 知事は、汚染除去等計画の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が前項の規定する期間に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
- 6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。
- 7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

- （変更後の汚染除去等計画の提出）
第四十八条の四十 条例第八十一条の九第三項の汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第一項各号に掲げる事項を記載した変更後の汚染除去等計画書（様式第二十三号の十一の二）を提出して行うものとする。
 （汚染除去等計画の変更の命令）
第四十八条の四十一 条例第八十一条の九第四項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。
 （実施措置に係る技術的基準）
第四十八条の四十二 条例第八十一条の九第四項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第四十八条の四十四までに定めるところによる。
 （実施措置の実施の方法）
第四十八条の四十三 別表第十八の七の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第十八の九に定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。
- 一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が知事が別に定める基準に適合していること。
- 二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 要措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、知事が別に定める方法により当該土壌の管理有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。
- 四 要措置管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

8 知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

第四十八条の四十四 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同条第一項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十條第二項第四号の基準

第四十八条の四十五 条例第八十一条の九第八項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（工事完了の報告及び実施措置完了の報告に係る手続）

第四十八条の四十五の二 条例第八十一条の九第九項の報告は、次項から第四項までに定めるところにより行うものとする。

2 次の各号に掲げる措置の実施が完了した場合において、工事完了報告書（様式第二十三号の十一の三）を提出して行うものとする。

一 別表第十八の九の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

二 別表第十八の九の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

三 別表第十八の九の四の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項下欄第二号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合

四 別表第十八の七の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置管理区域において実施措置を講じた場合であり、かつ、別表第十八の九の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了した場合

五 別表第十八の九の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

六 別表第十八の九の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合

3 実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合には、実施措置完了報告書（様式第二十三号の十一の四）を提出して行うものとする。

4 前二項の報告書には、実施措置が講じられた要措置管理区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

生活環境の保全等に関する条例

(要措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止)
第八十一条の十 要措置管理区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項の規定により知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(要措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)
第四十八条の四十六 条例第八十一条の十第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。
- ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。
- 二 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。
イ 基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
ロ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- 三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の知事が別に定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたもの
- 四 次のいずれかに該当する要措置管理区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の基準に適合する旨の知事の確認を受けたもの
イ 別表第十八の七の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置管理区域であつて、地下水の物質の測定が講じられているもの
ロ 別表第十八の七の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。ハにおいて同じ。）に該当する要措置管理区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第十八の九の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）
ハ 別表第十八の七の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置管理区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第十八の九の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

二 別表第十八の七の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置管理区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置管理区域（別表第十八の九の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の五の項の下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限り。）

ヘ 別表第十八の七の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置管理区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表第十八の九の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限り。）

ト 別表第十八の七の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置管理区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第十八の七の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限り。）

（土地の形質の変更の例外）
第四十八条の四十六の二 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置管理区域において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の要措置管理区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第四十八条の四十七

第四十八条の四十六第一号口の確認を受けようとする者は、帯水層の深さに係る確認申請書（様式第二十三号の十二）を提出しなければならない。

2 前項の帯水層の深さに係る確認申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 地下水位を観測するための要措置管理区域内の井戸の構造図
- 二 前号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置管理区域の図面
- 三 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 知事は、第一項の申請があったときは、前項第一号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同号に規定する観測の結果からみて同項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十八条の四十六第一号口の確認をするものとする。

4 知事は、第四十八条の四十六第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを知事に定期的に報告をすることその他の条件を付することができる。

5 知事は、第四十八条の四十六第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置管理区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は同項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第四十八条の四十八

第四十八条の四十六第三号の確認を受けようとする者は、実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（様式第二十三号の十三）を提出しなければならない。

2 前項の実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置管理区域の図面
- 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

3 知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十八条の四十六第三号の確認をするものとする。

一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。

二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の知事が別に定める基準に適合していること。

三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が条例第八十一条の九第一項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)
第四十八条の四十九 第四十八条の四十六第四号の確認

を受けようとする者は、地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書(様式第二十三号の十三の二)を提出しなければならない。

2 前項の地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置管理区域の図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3 知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の知事が別に定める基準に適合している場合に限る。第四十八条の四十六第四号の確認をするものとする。

(適用除外)
第八十一条の十一 第八十一条の四第五項、第八十一条の五第一項及び第八十一条の六第一項の規定は、第八十一条の九第一項の規定により知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

第二目 要届出管理区域

(要届出管理区域の指定等)

第八十一条の十二

知事は、土地が第八十一条の八第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が管理有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域として指定するものとする。

2 知事は、土壌の管理有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「要届出管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要届出管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、要届出管理区域の全部又は一部について、土壤法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該要届出管理区域の指定に係る管理有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該要届出管理区域の全部又は一部について第一項の規定による指定を解除するものとする。

4 第八十一条の八第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定及び前二項の規定による解除について準用する。

(要届出管理区域の指定の公示)

第四十八条の五十

条例第八十一条の八第二項の規定による条
例第八十一条の十二第一項の規定による指定並びに同
条第二項及び第三項の規定による解除の公示は、当該
指定及び解除をする旨、当該要届出管理区域、当該要
届出管理区域において土壌の汚染状態が特定有害物質
土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダ
イオキシソリン類土壌含有量基準に適合していない管理有
害物質の種類、次の各号に掲げる事項並びに指定の解
除の公示の場合にあつては当該要届出管理区域におい
て講じられた汚染の除去等の措置を明示して、大阪府
公報に登載して行うものとする。この場合において、
当該要届出管理区域の明示については、第四十八条の
三十五後段の規定を準用する。

一 自然由来特例区域（要届出管理区域（自然由来盛
土等）に使用した土壌がある区域を含む。）であつて
当該要届出管理区域内の土地の土壌の管理有害物
質による汚染状態が専ら自然に由来すると認めら
れるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質
（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を
除く。）による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量
基準又は特定有害物質土壌含有量基準に適合せず、
かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）をい
う。）にあつては、その旨（自然由来盛土等に使用し
た土壌がある区域である場合にあつては、その旨を
含む。）

二 埋立地特例区域（要届出管理区域であつて、当該要届出管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに同法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質、令第一条第五号に掲げる特定有害物質及びダイオキシン類による汚染状態が特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準及びダイオキシン類土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ 土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第四十八条の五の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないとして認められるもの

三 埋立地管理区域（要届出管理区域であつて、当該要届出管理区域内の土地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のいずれかに該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）内にある土地

ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第四十八条の三十四の要件に該当しないと認められるもの

四 臨海部特例区域（要届出管理区域であつて、条例第八十一条の十三第一項第一号の土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（以下「施行管理方針」という。）の確認に係る土地の区域をいう。以下同じ。）にあつては、その旨

5 要届出管理区域の全部又は一部について、第八十一条の八第一項の規定による指定がされた場合においては、当該要届出管理区域の全部又は一部について第一項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

(要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第八十一条の十三 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出)
第四十八条の五十一 条例第八十一条の十三第一項の規定による届出は、要届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(様式第二十三号の十三の三)を提出して行うものとする。

2 前項の要届出管理区域内における土地の形質の変更届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要届出管理区域の図面
- 二 土地の形質の変更をしようとする要届出管理区域の状況を明らかにした図面
- 三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

六 自然由来等要届出管理区域（条例第八十一条の十八第二項に規定する自然由来等要届出管理区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壤（同項に規定する自然由来等土壤をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等要届出管理区域が要届出管理区域であつて、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

ロ 当該自然由来等要届出管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等要届出管理区域から搬出された自然由来等土壤を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

3 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする要届出管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第四十八条の五十二 条例第八十一条の十三第一項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う要届出管理区域の所在地

三 土地の形質の変更の完了予定日

四 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

五 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

六 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七條の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第四十九條の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一條の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

七 自然由来等要届出管理区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等要届出管理区域の所在地

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針
(規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

2 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする要届出管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七十二条の登録を受けた者(ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第四十九条の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一条の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者)の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができ。

(施行管理方針の確認の申請)
第四十八条の五十二の二 条例第八十一条の十三第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した施行管理方針に係る確認申請書(様式第二十三号の十三の四)を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 条例第八十一条の十三第一項第一号の施行管理方針の確認に係る要届出管理区域の所在地
三 次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法
四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法
五 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法
六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
七 前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他知事が必要と認める事項

2 前項の施行管理方針に係る確認申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図
- 二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- 三 施行管理方針の確認に係る土地が第四十八条の五十二の四及び第四十八条の五十二の五に規定する要件に該当することを証する書類
- 四 施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
- 五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類
- 六 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

(施行管理方針に係る基準)
第四十八条の五十二の三 条例第八十一条の十三第一項第一号の規則で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

- 一 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。
- 二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

施行管理方針の土地の形質の変更の施行方法	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地又は第四十八条の五十二の四に掲げる土地	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第四十八条の五十二の五に掲げる土地	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地又は第四十八条の五十二の五に掲げる土地
----------------------	--	--	--

二
 第一、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第二、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第三、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第四、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第五、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第六、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第七、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第八、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第九、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
 第十、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第五、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第四十八号の五、この条例は、土地の汚染物質の管理に關する事項を定めることにより、人の健康及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

<p>三 土地の管理有害物質の状態による土地</p>	<p>第四十八條の五の二第二号に掲げる土地</p>	<p>第四十八條の五の六第一号ロの知事が行うに定める基準及び施行方法</p>
<p>四 土地の管理有害物質の状態による土地</p>	<p>人為等に由来するおそれがないうちの土地又は第五十八條の二に掲げる土地</p>	<p>第四十八條の五の六各号に定める基準及び施行方法</p>

2

条例第八十一条の十三第一項第一号の規則で定める基準のうち土地の形質の変更の管理に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 土地の形質の変更（第四十八條の五十三に定める土地の形質の変更を除く。以下この号において同じ。）を行う者は、次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から五年間保存すること。

- イ 土地の形質の変更の種類
- ロ 土地の形質の変更の場所
- ハ 土地の形質の変更の施行方法
- ニ 土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあつては完了予定日）
- ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ
- ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあつては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
- ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の管理有害物質による汚染状態

生活環境の保全等に関する条例

イ 土地の土壌の管理有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件)

第四十八条の五十二の四 条例第八十一条の十三第一項第一号イの規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む要届出管理区域の指定に係る管理有害物質の種類が第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

ニ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来するおそれがない土地、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であつて、第四十八条の五の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壌汚染状況調査若しくは第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により調査した結果、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないとして認められる土地であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当すること。

(1) 大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(2) 大正十一年四月九日以前に水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始されたことが明らかでない土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(3) (1)又は(2)の土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)であつて、(1)又は(2)の事業と同一の事業により造成が開始された土地における当該(1)又は(2)の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。

ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更

- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- 三 要届出管理区域が指定された際既に着手していた行為
- 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、第四十八条の五の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壌汚染状況調査若しくは第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により調査した結果、人為等に由来する土地でないこと認められる土地であること。

(条例第八十一条の十三第一項第一号ロの規則で定める要件)

第四十八条の五十二の五 条例第八十一条の十三第一項第一号ロの規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 工業専用地域（港湾法第三十九条の規定により指定された分區であつて、同法第四十条の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（わ）に掲げる建築物を建設することができることと定められている区域を除く。）又は港湾法第三十九条第三項の工業港区（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であつて、同法第四十条の条例により建築基準法第四十八条第十三項に定める同法別表第二（わ）に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。
- 二 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

(要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第四十八条の五十三 条例第八十一条の十三第一項第二号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。
 - ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。
- 二 他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等要届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要届出管理区域の間において、他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該要届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと。

- ホ 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要届出管理区域の間において、一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。
- 二 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。
- イ 基準不適合土壌又は管理有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
- ロ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- 三 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の知事が別に定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたもの
- 2 第四十八条の四十七の規定は、前項第一号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置管理区域」とあるのは「要届出管理区域」と読み替えるものとする。
- 3 第四十八条の四十九の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置管理区域」とあるのは「要届出管理区域」と読み替えるものとする。
- 4 第四十八条の四十六第一号の確認に係る要措置管理区域が条例第八十一条の十二第一項の規定により要届出管理区域として指定された場合においては、当該要届出管理区域は、第一項第一号の確認に係る要届出管理区域とみなす。
- 5 第一項第一号の確認に係る要届出管理区域が条例第八十一条の八第一項の規定により要措置管理区域として指定された場合においては、当該要措置管理区域は、第四十八条の四十六第一号の確認に係る要措置管理区域とみなす。

生活環境の保全等に関する条例

2 要届出管理区域が指定された際当該要届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

3 要届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

生活環境の保全等に関する条例施行規則

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)
第四十八条の五十四 条例第八十一条の十三第二項の規定による届出は、要届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(様式第二十三号の十三)を提出して行うものとする。

2 第四十八条の五十一第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるのは、「をししている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第四十八条の五十五 条例第八十一条の十三第三項の規定による届出は、要届出管理区域内における土地の形質変更届出書(様式第二十三号の十三の三)を提出して行うものとする。

2 第四十八条の五十一第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるのは、「をした」と読み替えるものとする。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第四十八条の五十五の二 条例第八十一条の十三第四項の届出は、施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書(様式第二十三号の十三の五)を提出して行うものとする。

2 前項の施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質変更届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 条例第八十一条の十三第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしたときにあつては、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面

4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

四 自然由来等要届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等要届出管理区域が要届出管理区域であつて、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

ロ 当該自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面ハ 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等要届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用したことについての当該土地の所有者等の同意書

3 第一項の施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書には、施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあつては、当該区域の土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出期間)

第四十八条の五十五の三 条例第八十一条の第三第四項の規則で定める期間は、一年とする。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第四十八条の五十五の四 条例第八十一条の第三第四項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行った要届出管理区域の所在地

三 土地の形質の変更の施行方法

四 土地の形質の変更の着手日

五 土地の形質の変更の完了日

六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあつては、次条の届出の日及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

七 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあつては、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七條の登録を受けた者（ダイオキシソ類にあつては、計量法施行規則第四十九條の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一條の二の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

八 自然由来等要届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあつては、当該自然由来等要届出管理区域の所在地

2 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあつては、その旨、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所並びに第四十八条の四十三第二項第三号に定める方法により、当該土壌の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七條の登録を受けた者（ダイオキシソ類にあつては、計量法施行規則第四十九條の二第二号に掲げる区分に係る事業について、同法第二百一十一條の二の規定を受けた者）の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。
（施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出）
第四十八条の五十五の五 土地の所有者等は、施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更に施行中に基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合は、施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書（様式第二十三号の十三の六）により知事に届け出なければならぬ。

2 前項の施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書には、土壌の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壌、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(施行管理方針の変更の届出)
第四十八条の五十五の六 土地の所有者等は、条例第八十一条の十三第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十八条の五十二の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、施行管理方針に係る確認変更届出書(様式第二十三号の十三の四)により知事に届け出なければならない。

2 土地の所有者等は、条例第八十一条の十三第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十八条の五十二の二第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、前項の施行管理方針に係る確認変更届出書により知事に届け出なければならない。

(施行管理方針の廃止の届出)
第四十八条の五十五の七 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、施行管理方針の廃止届出書(様式第二十三号の十三の七)により知事に届け出なければならない。

2 前項の施行管理方針の廃止届出書には、条例第八十一条の十三第四項の期間の開始の日から廃止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(施行管理方針の確認の取消し)
第四十八条の五十五の八 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第八十一条の十三第一項第一号の確認を取り消すことができる。

一 施行管理方針が第四十八条の五十二の三の基準に適合しなくなつたとき。

二 施行管理方針の確認に係る土地が第四十八条の五十二の四及び第四十八条の五十二の五に規定する要件に該当しなくなつたとき。

三 土地の形質の変更をした者が条例第八十一条の十三第四項の届出を行わなかつたとき。

2 知事は、前項の規定により確認を取り消した場合に、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況について、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

5 知事は、第一項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)
第四十八条の五十六 条例第八十一条の十三第五項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要届出管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。)の施行方法が第四十八条の四十三第二項第一号の知事が別に定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第四十八条の五十一号又は第二号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第四十八条の五十三号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が知事が別に定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、管理有害物質又は管理有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要届出管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、条例第八十一条の九第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第四十八条の五十六の二 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等要届出管理区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

2 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要届出管理区域の間において、一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の要届出管理区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

(適用除外)

第八十一条の十四 第八十一条の四第五項、第八十一条の五第一項及び第八十一条の六第一項の規定は、要届出管理区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三目 台帳

第八十一条の十五 知事は、要措置管理区域の台帳、要届出管理区域の台帳、第八十一条の八第四項又は第五項の規定により指定が解除された要措置管理区域の台帳及び第八十一条の十二第二項又は第三項の規定により指定が解除された要届出管理区域の台帳（以下これを「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（台帳）
第四十八条の五十七 台帳は、帳簿及び図面をもって調製する。

2 条例第八十一条の八第一項の規定により要措置管理区域が指定された場合又は条例第八十一条の十二第一項の規定により要届出管理区域が指定された場合にあつては、知事は、当該要措置管理区域又は要届出管理区域（以下「管理区域」という。）に係る前項の帳簿及び図面を調製するものとする。

3 条例第八十一条の八第四項若しくは第五項又は第八十一条の十二第二項若しくは第三項の規定により管理区域の全部又は一部の指定が解除された場合にあつては、知事は、当該管理区域の全部又は一部に係る帳簿及び図面を台帳から消除し、条例第八十一条の八第四項若しくは第五項の規定により同条第一項の規定による指定が解除された要措置管理区域（以下「指定解除要措置管理区域」という。）又は条例第八十一条の十二第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による指定が解除された要届出管理区域（以下「指定解除要届出管理区域」という。）（以下「指定解除管理区域」という。）に係る第一項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第一項の帳簿及び図面であつて、管理区域又は指定解除管理区域に関するものは、それぞれ区別して保管するものとする。

5 第一項の帳簿の様式は、要措置管理区域にあつては要措置管理区域台帳（様式第二十三号の十三の八）、要届出管理区域にあつては要届出管理区域台帳（様式第二十三号の十三の九）、指定解除要措置管理区域にあつては指定解除要措置管理区域台帳（様式第二十三号の十三の十）、指定解除要届出管理区域にあつては指定解除要届出管理区域台帳（様式第二十三号の十三の十一）とする。

6 管理区域に係る第一項の図面は、次に掲げる図面とする。

- 一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 二 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
- 三 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 四 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

- 五 臨海部特例区域にあつては、次に掲げる図面
- イ 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面
- ロ 施行管理方針の確認に係る土地を第四十八条の五十二の三第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面
- ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、管理有害物質若しくは管理有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあつては、土壤の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面
- ニ 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壤の移動又は区域外からの土壤の搬入若しくは区域外への土壤の搬出を行った場合であり、第四十八条の五十五の二第三項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更を行った場合にあつては、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 八 条例第八十一条の十六第一項の調査を行った場合にあっては、土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 九 管理区域の周辺の地図
- 7 指定解除管理区域に係る第一項の図面は、次のとおりとする。
- 一 指定解除管理区域に関する前項各号に掲げる図面
- 二 指定解除管理区域の範囲を明らかにした図面
- 三 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

8

台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 管理区域の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果
 - 二 別表第十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
 - 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果
 - 四 管理区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、第四十八条の四十三第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の分析の結果及びその他の調査の結果に関する事項
 - 五 条例第八十一条の十三第一項第一号の確認を受けた施行管理方針
- 9 知事は、帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があつたときは、速やかにこれを訂正する。

第四款 汚染土壌の搬出に関する規制

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第八十一条の十六 要措置管理区域又は要届出管理区域
(以下「管理区域」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、管理有害物質による汚染状態が第八十一条の八第一項第一号の規則で定める基準に適合すると知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。)を当該管理区域外に搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壌の管理有害物質による汚染状態
- 二 当該汚染土壌の体積
- 三 当該汚染土壌の運搬の方法
- 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- 五 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- 六 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
- 七 当該汚染土壌を第八十一条の八第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要届出管理区域の所在地
- 八 当該汚染土壌を第八十一条の八第一項第三号又は第八十一条の八第一項第一号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地
- 九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
- 十 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(搬出しようとする土壌の調査)

第四十九条 条例第八十一条の十六第一項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 管理区域内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法(次項、次条並びに第四十九条の二の三第三項第一号において「掘削前調査の方法」という。)
 - 二 管理区域内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法(次項、第四十九条の二の二並びに第四十九条の二の三第三項第二号において「掘削後調査の方法」という。)
- 2 掘削前調査の方法は次条に定めるとおりとし、掘削後調査の方法は第四十九条の二の二に定めるとおりとする。
- 第四十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、管理有害物質の製造、使用又は処理(ダイオキシン類にあっては、発生又は処理)の状況、土壌又は地下水の管理有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の管理有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。**
- 2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る管理有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める管理有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。
 - 一 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった管理有害物質の種類について、特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合していないおそれがある場合、当該管理有害物質の種類
 - 二 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたとき認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 三 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壌により、当該管理区域内の土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたとき認められる場合又は当該管理区域外から土壌が搬入されたかどうか明らかでないとき認められる場合
- 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める管理有害物質の種類

イ 掘削対象地を含む管理区域に係る土地の所有者等が当該管理区域の指定の日から一年ごとに、管理区域に搬入された土壌に係る届出書（様式第二十三号の十三の十二）に、当該管理区域外から土壌が搬入された場合にあつては当該土壌の場所を明らかにした図面を添付して、知事に届け出た場合、当該搬入された土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しないと認められる当該管理有害物質の種類

ロ イ以外の場合 全ての管理有害物質（当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る管理有害物質の種類、前二号及びイに定める管理有害物質の種類並びに前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

3 指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染状況調査において第四十八条の六第一項（第四十八条の七の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画した場合にあつては同条）及び第二項に基づき土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあつては、第四十八条の六第一項及び第二項に準じて土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、第二項の規定により試料採取等の対象とされた管理有害物質の種類ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とする。

- 一 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る管理有害物質の種類並びに第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる管理有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 掘削対象単位区画
- 二 第二項第三号ロに掲げる管理有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める掘削対象単位区画（前号に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）
 - イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

ロ 第二種特定有害物質、第三種特定有害物質又はダイオキシン類に係る試料採取等を行う場合次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位面画

(1) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位面画の数が六以上である場合

(2) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位面画のうちいずれか五区画

(2) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位面画の数が五以下である場合

合 当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位面画

5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位面画の中心(当該掘削対象単位面画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合)にあっては、当該部分における任意の地点)において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。

- 一 表層の土壌
- 二 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌
- 三 地表から深さ五十センチメートルの土壌
- 四 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌
- 五 帯水層の底面の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。)
- 六 掘削の対象となる部分の深さの土壌
- 七 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合)にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌
- 八 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壌に当該地層が含まれるときは、当該地層内の任意の位置の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。)

6 指定調査機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないことができる。

- 一 第二項第三号イの規定により、掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壌(土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合するものに限る。)について知事に届け出た場合であり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合
- 当該土壌(浄化等済土壌(汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壌をいう。以下同じ。)、条例第八十一条の十六第一項の規定による

知事が認めた土壌及び第四十八条の四十三第二項第三号に定める方法その他の方法により測定した結果、特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合していると認められる土壌を含む。）

二 土壌汚染状況調査の結果又は別表十八の九の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む管理区域内の土地の土壌のうち、管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌があり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合 当該土壌

三 別表第十八の九の五の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状態又は特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壌（当該土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合することを確認した場合に限る。）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切に管理されている場合 当該埋め戻した土壌

7 指定調査機関は、第五項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

8 指定調査機関は、第四項第二号の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単一区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単一区画である場合にあつては、当該二以上の掘削対象単一区画に係る第五項の規定により採取された土壌（前項に規定する場合には、前項の規定により混合された土壌）を第五項第一号から第八号までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合するものとする。

9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあつては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあつては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌（地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあつ

ては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、当該土壌（深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌、地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれるダイオキシン類の量にあっては同条第五項第四号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定するものとする。

10 指定調査機関は、第四項第二号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該測定に係る土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれるダイオキシン類の量にあっては同条第五項第四号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定することができる。

(掘削後調査の方法)

第四十九条の二の二 指定調査機関は、前条第一項に定めるところにより、掘削対象地における土壌の管理有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該把握した情報により、当該掘削対象地において、同条第二項に定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

2 指定調査機関は、掘削対象地を、前条第三項に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削するものとする。

3 指定調査機関は、前項の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染状況調査において第四十八条の六第二項の規定により隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあっては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあっては、百三十立方メートル以下ごと）に区分するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

- 一 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る管理有害物質並びに前条第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる管理有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壌を含む全てのロット

- 二 前条第二項第三号ロに掲げる管理有害物質を試料採取等の対象とする場合は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるロット
- イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合
掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか一のロット
- ロ 第二種特定有害物質、第三種特定有害物質又はダイオキシン類に係る試料採取等を行う場合
次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット
- (1) 掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が六以上である場合
当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか五のロット
- (2) 掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が五以下である場合
当該掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの全てのロット
- 5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点の土壌を採取するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、指定調査機関は、前条第六項各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないことができる。
- 7 指定調査機関は、第五項の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合するものとする。
- 8 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上のロットが試料採取等の対象とされたロットである場合にあつては、当該二以上のロットに係る前項の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合するものとする。
- 9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、第五項の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の知事が別に定める方法により、当該土壌に含まれるダイオキシン類の量にあつては同条第五項第四号の知事が別に定める方法により、それぞれ測定するものとする。

(搬出しようとする土壤に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第四十九条の二の三 条例第八十一条の十六第一項の規定による知事の認定を受けようとする者は、搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書(様式第二十三号の十三の十三)を提出しなければならない。

2 前項の搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書には、認定を受けようとする範囲及び管理区域内の土地の土壤の管理有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める土壤について、条例第八十一条の十六第一項の規定による認定をするものとする。

- 一 掘削前調査の方法 第四十九条の二の第六項の規定により土壤の採取を行わなかつた土壤並びに同条第五項、第七項及び第八項の規定により採取され、若しくは混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての管理有害物質の種類について特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準及びダイオキシン類土壤含有量基準に適合することが明らかになつた場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の部分にある当該測定に係る同条第四項の掘削対象単位面内の土壤(当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の管理有害物質の種類について特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなつた土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く)。
- 二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壤の採取を行わなかつた土壤及び同条第九項の規定において同項の測定に係る土壤の汚染状態が全ての管理有害物質の種類について特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準及びダイオキシン類土壤含有量基準に適合することが明らかになつた場合における、当該土壤に係るロット

(汚染土壤の搬出の届出)

第四十九条の三 条例第八十一条の十六第一項の規定による届出は、汚染土壤の区域外搬出届出書(様式第二十三号の十三の十四)を提出して行うものとする。

2 前項の汚染土壤の区域外搬出届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 汚染土壤の場所を明らかにした管理区域の図面

- 二 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあつては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 三 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- 四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- 五 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- 六 特定有害物質に係る汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 特定有害物質に係る汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - ロ 特定有害物質に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設（土壌法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。）に関する同項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証をいう。第四十九条の六第二項第五号ロにおいて同じ。）の写し
- 七 特定有害物質に係る汚染土壌を条例第八十一条の十八第一項第二号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
 - イ 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等要届出管理区域（以下「搬出先の自然由来等要届出管理区域」という。）内の土地の形質の変更により使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - ロ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第四十九条の七の二に規定する基準に該当することを証する書類
 - ハ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土地の地質が第四十九条の七の三に規定する基準に該当することを証する書類
 - ニ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第四十九条の七の四に規定する要件に該当することを証する書類
 - ホ 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあつては、その旨を証する書類

- 八 特定有害物質に係る汚染土壌を条例第八十一条の十八第一項第三号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
- イ 一の要措置管理区域から搬出された特定有害物質に係る汚染土壌を他の要措置管理区域（以下の号及び第四十九条の六第二項第七号において「搬出先の要措置管理区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の要届出管理区域から搬出された特定有害物質に係る汚染土壌を他の要届出管理区域（以下の号及び第四十九条の六第二項第七号において「搬出先の要届出管理区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ロ 要措置管理区域及び搬出先の要措置管理区域又は要届出管理区域及び搬出先の要届出管理区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類
- 九 ダイオキシン類に係る汚染土壌を処理する場合にあつては、当該汚染土壌の処理をダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した業者（第四十九条の六第二項第六号及び第四十九条の七第十一号において「ダイオキシン類汚染土壌処理業者」という。）に委託したことを証する書類
- 十 ダイオキシン類に係る汚染土壌を条例第八十一条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
- イ 一の要措置管理区域から搬出されたダイオキシン類に係る汚染土壌を他の要措置管理区域（以下の号及び第四十九条の六第二項第九号において「搬出先の要措置管理区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の要届出管理区域から搬出されたダイオキシン類に係る汚染土壌を他の要届出管理区域（以下の号及び第四十九条の六第二項第九号において「搬出先の要届出管理区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ロ 要措置管理区域及び搬出先の要措置管理区域又は要届出管理区域及び搬出先の要届出管理区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

3 非常災害のために応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第四十九条の四 条例第八十一条の十六条第一項第十号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
- 三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- 五 前条第二項第五号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- 六 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 管理区域の所在地
 - ロ 処理の完了予定日
- 七 汚染土壌を条例第八十一条の十八第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 自然由来等要届出管理区域の所在地
 - ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- 八 汚染土壌を条例第八十一条の十八第一項第三号又は第八十一条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 管理区域の所在地
 - ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

（変更の届出）

第四十九条の五 条例第八十一条の十六第二項の規定による届出は、汚染土壌の区域外搬出変更届出書（様式第二十三号の十三の十五）を提出して行うものとする。

2 前項の汚染土壌の区域外搬出変更届出書には、第四十九条の三第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出した場合の届出）

第四十九条の六 条例第八十一条の十六第三項の規定による届出は、非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書（様式第二十三号の十三の十六）を提出して行うものとする。

2 前項の非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- 二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- 三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- 四 保管施設の構造を記した書類

- 五 特定有害物質に係る汚染土壌の処理を行う場合
にあつては、次に掲げる書類
- イ 特定有害物質に係る汚染土壌の処理を汚染土
壌処理業者に委託したことを証する書類
- ロ 特定有害物質に係る汚染土壌の処理を委託し
た汚染土壌処理施設に関する土壤法第二十二条
第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可
証の写し
- 六 特定有害物質に係る汚染土壌を条例第八十一
条の十八第一項第二号に規定する土地の形質の変更
に使用する場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土
壌を、搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土
地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用さ
せる場所を明らかにした図面
- ロ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自
然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定
有害物質による汚染の状況が第四十九条の七の
二に規定する基準に該当することを証する書類
- ハ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自
然由来等要届出管理区域内の土地の地質が第四
十九条の七の三に規定する基準に該当すること
を証する書類
- ニ 自然由来等要届出管理区域内及び搬出先の自
然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定
有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土
地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に
由来するものとして、第四十九条の七の四に規定
する要件に該当することを証する書類
- 七 特定有害物質に係る汚染土壌を条例第八十一
条の十八第一項第三号に規定する土地の形質の変更
に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図
面
- イ 一の要措置管理区域から搬出された特定有害
物質に係る汚染土壌を搬出先の要措置管理区域
内の土地の形質の変更又は一の要届出管理区域
から搬出された特定有害物質に係る汚染土壌を
搬出先の要届出管理区域内の土地の形質の変更
に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を
明らかにした図面
- ロ 要措置管理区域及び搬出先の要措置管理区域
又は要届出管理区域及び搬出先の要届出管理区
域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定
された管理区域であることを証する書類
- ハ ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理を行う場
合にあつては、当該汚染土壌の処理をダイオキシ
ン類汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
- 九 ダイオキシン類に係る汚染土壌を条例第八十一
条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変
更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び
図面

4 知事は、第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 運搬の方法が次条の規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- 二 第八十一条の十八第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を土壤法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。
- 三 第八十一条の十九第一項の規定に違反して同項の確認を受けていない場合 同項の確認を受けること。

（運搬に関する基準）
第八十一条の十七 管理区域外において汚染土壌を運搬する者は、規則で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

イ 一の要措置管理区域から搬出されたダイオキシン類に係る汚染土壌を搬出先の要措置管理区域内の土地の形質の変更又は一の要届出管理区域から搬出されたダイオキシン類に係る汚染土壌を搬出先の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 要措置管理区域及び搬出先の要措置管理区域又は要届出管理区域及び搬出先の要届出管理区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

（運搬に関する基準）
第四十九条の七 条例第八十一条の十七の汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 運搬は、次のように行うこと。
 - イ 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 二 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該管理有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。
- 三 自動車等及び運搬容器は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。
- 四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。

五 混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる管理区域から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設又はダイオキシン類に係る汚染土壌を適切に処理することができることを知事が確認した施設（この号及び第十号において「ダイオキシン類汚染土壌処理施設」という。）において処理する場合（当該汚染土壌を土壌法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合又はダイオキシン類汚染土壌処理施設において当該汚染土壌を処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。

六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行つてはならないこと。

八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(i) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(ii) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

ロ 当該保管施設からの管理有害物質又は管理有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 保管施設の壁面及び床面は、管理有害物質又は管理有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。
- (2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。
- (3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。
- 九 第六号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
- イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
- ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
- ハ 当該移動をさせる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
- ニ 当該移動をさせる汚染土壌に菓液を散布し、又は締め固めを行うことによつてその表層を固化すること。
- ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- 十 汚染土壌の荷卸しは、条例第八十一条の十六第一項から第三項までの規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは管理有害物質の拡散防止措置が講じられている施設、汚染土壌処理施設又はダイオキシン類汚染土壌処理施設）以外の場所で行つてはならないこと。
- 十一 汚染土壌の引渡しは、条例第八十一条の十六第一項から第三項までの規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者、汚染土壌処理業者又はダイオキシン類汚染土壌処理業者）以外の者に行つてはならないこと。
- 十二 汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日（汚染土壌処理施設外又はダイオキシン類汚染土壌処理施設外に汚染土壌を搬出する場合にあつては、当該施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。
- 十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。
- 十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
- 十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

生活環境の保全等に関する条例

（汚染土壌の処理）
第八十一条の十八 汚染土壌

（ダイオキシン類によって汚染されているものを除く。以下この条において同じ。）を当該管理区域外に搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合
- 二 自然由来等要届出管理区域内の自然由来等土壌を、次のいずれにも該当する他の自然由来等要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
 - イ 当該自然由来等要届出管理区域と土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域
 - ロ 当該自然由来等土壌があつた土地の地質と同じであるとして規則に定める基準に該当する自然由来等要届出管理区域
- 三 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- 四 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- 五 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

生活環境の保全等に関する条例施行規則

（自然由来等要届出管理区域に係る処理の委託の例外に関する基準）
第四十九条の七の二 条例第八十一条の十八第一項第二号イの規則に定める基準は、自然由来等要届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等要届出管理区域の土地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。

自然由来等要届出管理区域内の土地の汚染状態	搬出先の自然由来等要届出管理区域の土地の汚染状態
特定有害物質土壌溶出量基準に適合しないものであつて、特定有害物質含有量基準に適合するもの	特定有害物質土壌溶出量基準に適合しないものであつて、特定有害物質土壌含有量基準に適合するもの又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの
特定有害物質土壌溶出量基準に適合するものであつて、特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの	特定有害物質土壌溶出量基準に適合するものであつて、特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの又は特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの
特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの	特定有害物質土壌溶出量基準及び特定有害物質土壌含有量基準に適合しないもの

第四十九条の七の三 条例第八十一条の十八第一項第二号ロの規則に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあつては、当該自然由来等要届出管理区域内の土地と搬出先の自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。
- 二 自然由来等要届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあつては、当該自然由来等要届出管理区域の港湾（漁業の用に供する港湾を含む。以下この号において同じ。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬出先の自然由来等要届出管理区域の港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

2 前項第二号の「自然由来等要届出管理区域」とは、要届出管理区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壤」とは、当該区域内の汚染土壤をいう。

(自然由来等要届出管理区域に係る要件)
第四十九条の七の四 条例第八十一条の十八第二項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。
 - イ 当該土地を含む要届出管理区域の指定に係る管理有害物質の種類が第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)であること。
 - ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。
 - ハ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。
 - ニ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがある土地であって、第四十八条の五から第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないことと認められること。
- 二 土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。
 - イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質、令第一条第五号に掲げる特定有害物質及びダイオキシン類による汚染状態が特定有害物質土壤溶出量基準、特定有害物質土壤含有量基準及びダイオキシン類土壤含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。
 - ロ 土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、第四十八条の五の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他第四十八条の五から第四十八条の十七までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないことと認められるものであること。

3 第一項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

第八十一条の十九 汚染土壌（ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。）を当該管理区域外に搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- 二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- 三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合
- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者について準用する。

（ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る知事の確認）

第四十九条の八 条例第八十一条の十九第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者は、ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る確認申請書（様式第二十三号の十三の十七）を提出しなければならない。

- 2 前項のダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 ダイオキシン類に係る汚染土壌を処理しようとする施設（条例第八十一条の十九第二項において準用する場合にあつては、処理した施設）の種類、構造及び処理能力を確認することができる書類
 - 二 ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理方法を確認することができる書類
 - 三 ダイオキシン類に係る汚染土壌をダイオキシン類汚染土壌処理施設に設けた保管設備において保管する場合（条例第八十一条の十九第二項において準用する場合にあつては、保管した場合）にあつては、当該保管設備の場所、構造及び容量を確認することができる書類
 - 四 ダイオキシン類汚染土壌処理施設において処理したダイオキシン類に係る汚染土壌であつてダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものを当該ダイオキシン類汚染土壌処理施設以外のダイオキシン類汚染土壌処理施設において処理（この号において「再処理」という。）をする場合（条例第八十一条の十九第二項において準用する場合にあつては、再処理をした場合）にあつては、当該再処理をしようとする施設（条例第八十一条の十九第二項において準用する場合にあつては、当該再処理をした施設）の種類、構造及び処理能力を確認することができる書類

(措置命令)

第八十一条の二十

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の管理有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第八十一条の十七の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 第八十一条の十八第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

三 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して前条第一項の確認を受けなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第八十一条の二十一

汚染土壌を当該管理区域外に搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の管理有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者について準用する。

(管理票の交付)

第四十九条の九

条例第八十一条の二十一第一項の規定による管理票の交付は、次により行うものとする。

一 第四十九条の三第二項第二号又は第四十九条の六第二項第二号の規定により知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。

二 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあつては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

- 3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。

- （管理票の記載事項等）
- 第四十九条の十** 条例第八十一条の第二十一第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 管理票の交付年月日及び交付番号
 - 二 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 当該管理区域の所在地
 - 四 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
 - 五 運搬受託者の住所及び連絡先
 - 六 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
 - 七 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - 八 処理受託者の住所及び連絡先
 - 九 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設又はダイオキシン類汚染土壌処理施設の名称及び所在地
 - 十 当該委託に係る汚染土壌の荷姿
 - 2 管理票の様式は、様式第二十三号の十三の十八によるものとする。
- （運搬受託者の記載事項）
- 第四十九条の十一** 条例第八十一条の第二十一第三項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 運搬を担当した者の氏名
 - 二 運搬の用に供した自動車等の番号
 - 三 汚染土壌を引き渡した年月日
 - 四 運搬を行った区間
 - 五 当該委託に係る汚染土壌の重量
- （運搬受託者の管理票交付者への送付期限）
- 第四十九条の十二** 条例第八十一条の第二十一第三項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。
- （処理受託者の記載事項）
- 第四十九条の十三** 条例第八十一条の第二十一第四項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
 - 二 処理を担当した者の氏名
 - 三 処理を終了した年月日
 - 四 処理の方法
- （処理受託者の管理票交付者への送付期限）
- 第四十九条の十四** 条例第八十一条の第二十一第四項の規則で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。
- （管理票交付者の管理票の写しの保存期間）
- 第四十九条の十五** 条例第八十一条の第二十一第五項の規則で定める期間は、五年とする。

6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

9 前各項の規定は、汚染土壌を他人に第八十一条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第八十一条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第一項中（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）とあるのは「（運搬を委託しない場合にあつては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第三項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第四項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更に終わった」と、第六項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更に」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）
第五十条 条例第八十一条の二十一第六項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第八十一条の二十一第三項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から四十日
- 二 条例第八十一条の二十一第四項後段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百

日
 （汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出）

第五十条の二 条例第八十一条の二十一第六項の規定による届出は、搬出汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書（様式第二十三号の十三の十九）を提出して行うものとする。

（運搬受託者の管理票の保存期間）

第五十条の三 条例第八十一条の二十一第七項の規則で定める期間は、五年とする。

（処理受託者の管理票の保存期間）

第五十条の四 条例第八十一条の二十一第八項の規則で定める期間は、五年とする。

（準用）

第五十条の四の二 第四十九条の九から前条までの規定は、汚染土壌を他人に条例第八十一条の十八第一項第二号若しくは第三号又は第八十一条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十九條の十三見出し</p>	<p>第四十九條第九号</p>	<p>第四十九條第八号</p>	<p>第四十九條第三号</p>	<p>第四十九條第九号</p>
<p>処理受託者</p>	<p>当該汚染土壌の係属する土地の名称及び施設</p>	<p>処理受託者</p>	<p>当該管理区域の所在地</p>	<p>運搬受託者（処理受託者があつては、当該処理受託者）</p>
<p>土壤使用者</p>	<p>当該区域の所在に於ては、使用目的の変更の場合に於ては、</p>	<p>土壤使用者</p>	<p>当該管理区域の所在地に於ては、</p>	<p>運搬受託者（土壤使用者）（土壤法第二十條第九項において読み替へる規定する土壌使用をいう。以下同じ。）があつては、当該土壤使用者</p>

(虚偽の管理票の交付等の禁止)
第八十一条の二十一の二 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託しておらず、又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第四項(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を第八十一条の十八第一項第二号若しくは第三号又は第八十一条の十九第一項第一号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了しておらず、又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項(これらの規定を同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の送付をしてはならない。

第四十九条の十三第一号	委託	土地の形質の変更
第四十九条の十三第二号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第四十九条の十三第三号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第四十九条の十三第四号	処理	土地の形質の変更
第四十九条の十四見出し	処理受託者	土壌使用者
第四十九条の十四	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第五十条の見出し	処理	土地の形質の変更
第五十条の四見出し	処理受託者	土壌使用者

第五款 自主調査等についての指導等

(自主調査等の指針)

第八十一条の二十一の三 知事は、土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査、汚染の除去等の措置（土壌法又はこの節の規定による調査及び措置を除く。以下それぞれ「自主調査」及び「自主措置」という。）及び自主調査により土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が第八十一の八第一項第一号の規則で定める基準に適合しないと認められる当該土地における土地の形質の変更の実施に関する指針（以下この条において「自主調査等の指針」という。）を定め、公表するものとする。

2 知事は、自主調査を実施しようとする者に対し、当該自主調査が自主調査等の指針に即して適切に実施されるよう必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、自主調査を実施した者に対し、当該自主調査の結果の報告を求めることができる。

4 知事は、前項の報告に基づき必要があると認めるときは、当該報告を行った者に対し、自主措置又は第一項の土地の形質の変更について必要な指導又は助言をすることができる。

5 第二項の規定は自主措置又は第一項の土地の形質の変更を実施しようとする者について、第三項の規定は自主措置又は第一項の土地の形質の変更を実施した者について、前項の規定は自主措置又は第一項の土地の形質の変更の結果の報告を行った者について、それぞれ準用する。

(汚染土壌処理業に関する指針)

第八十一条の二十一の三の二 知事は、土壌法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の汚染土壌処理業の許可（以下この条において「許可」という。）を受けようとする者による汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮を促進するため、許可の申請に関する指針（以下この条において「汚染土壌処理業に関する指針」という。）を定め、公表するものとする。

2 知事は、許可を受けようとする者に対し、汚染土壌処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮が汚染土壌処理業に関する指針に即して適切に実施されるよう必要な指導又は助言を行うことができる。

第六款 雑則

(有害物質使用届出施設等を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力)

第八十一条の二十一の四

有害物質使用届出施設等を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用届出施設等において製造され、使用され、又は処理されていた(ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理されていた)管理有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。

(土地の所有者等への情報の提供)

第八十一条の二十一の四の二

工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によつて、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する(ダイオキシン類にあつては、発生し、又は処理する)管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があつたときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等(当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。)に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するよう努めるものとする。

(指定の申請)

第八十一条の二十一の四の三

土地の所有者等は、第八十一条の四第一項及び第六項、第八十一条の五第二項並びに第八十一条の六第二項及び第三項の規定の適用を受けない土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染状態が第八十一条の八第一項第一号の規定で定める基準に適合しないと判断するときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該土地の区域について同項又は第八十一条の十二第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならぬ。

2

前項の申請をする者は、規則で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3

知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第八十一条の四第一項の規則で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第八十一条の八第一項又は第八十一条の十二第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4

知事は、第一項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

(指定の申請)

第五十条の四の三

条例第八十一条の二十一の四の三第一項の申請は、指定の申請書(様式第二十三号の十三の二十)を提出して行うものとする。

第五十条の四の四

条例第八十一条の二十一の四の三第二項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る土地の周辺の地図
- 二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- 三 申請に係る土地の土壤のダイオキシン類による汚染状態を明らかにした図面
- 四 申請者が申請に係る土地の所有者等であること証する書類
- 五 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十条の四の五

条例第八十一条の二十一の四の三第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十三号の十三の二十一による証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

（事務処理の特例）

第百十一条

この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町及び田尻町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。

- 一 第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第三十条、第三十一条及び第三十四条の規定による届出の受理に関する事務
- 二 第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出の受理に関する事務
- 三 第八十六条第一項、第九十条第一項及び第九十四条第一項の規定による勧告に関する事務
- 四 第八十六条第二項、第九十条第二項及び第九十四条第二項の規定による命令に関する事務
- 五 第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条、第九十二条第三項並びに第九十三条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務
- 六 第九十九条の警告及び同条の規定による命令に関する事務（第九十六条第二項及び第九十八条の規定に違反した者に係るものを除く。）

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

- 七 第一百一条の規定による意見の陳述に関する事務
- 八 第一百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第三号から第六号まで、次号及び第十号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 九 第一百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第八十五条の規定に違反している者に係るものに限る。）
- 十 第一百七条の規定による要請に関する事務（騒音又は振動を発生させる者に対するものに限る。）
- 2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大東市、高石市及び岬町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。
 - 一 前項各号に掲げる事務
 - 二 第九十九条の警告及び同条の規定による命令に関する事務（第九十八条の規定に違反した者に係るものに限る。）
 - 三 第一百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて守口市、和泉市及び熊取町の区域に係るもの（守口市の区域にあつては第十号から第二十六号まで、第二十八号及び第三十号に掲げる事務を除き、和泉市の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、熊取町の区域にあつては第三号から第九号まで、第二十七号、第二十九号及び第三十一号に掲げる事務を除く。）は、当該市又は町が処理することとする。
 - 一 第一項各号に掲げる事務
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる事務
 - 三 第五十五条、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条第二項及び第六十八条の規定による命令に関する事務
 - 四 第五十六条第二項の規定による期間の短縮に関する事務
 - 五 第六十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務
 - 六 第六十五条第一項の指導及び助言に関する事務
 - 七 第六十五条第二項の報告の徴収に関する事務
 - 八 第七十九条第一項及び第八十条第二項の規定による命令に関する事務
 - 九 第八十条第一項の規定による届出の受理に関する事務
 - 十 第八十一条の四第一項、第五項及び第六項並びに第八十一条の五各項並びに第八十一条の六第一項から第三項まで並びに第八十一条の九第九項の規定による報告の受理に関する事務
 - 十一 第八十一条の四第一項ただし書及び第八十一条の六第三項ただし書の確認に関する事務
 - 十二 第八十一条の四第二項及び第八十一条の九第五項の規定による通知に関する事務

生活環境の保全等に関する条例

- 十三 第八十一条の四第三項（第八十一条の六第四項において準用する場合を含む。）、第八十一条の十三第一項から第四項まで、第八十一条の十六第一項から第三項まで及び第八十一条の二十一第六項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務
- 十四 第八十一条の四第四項（第八十一条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認の取消しに関する事務
- 十五 第八十一条の七の規定による勧告に関する事務
- 十六 第八十一条の八第一項、第八十一条の十二第一項及び第八十一条の二十一の四の三第三項の規定による指定並びに第八十一条の八第四項及び第五項並びに第八十一条の十二第二項及び第三項の規定による指定の解除に関する事務
- 十七 第八十一条の八第二項（同条第六項及び第八十一条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務
- 十八 第八十一条の九第一項の規定による指示及び計画の受理に関する事務
- 十九 第八十一条の九第二項、第四項及び第八項並びに第八十一条の十三第五項、第八十一条の十六第四項並びに第八十一条の二十の規定による命令に関する事務
- 二十 第八十一条の九第三項の規定による計画の受理に関する事務
- 二十一 第八十一条の十三第一項第一号の規定による確認に関する事務
- 二十二 第八十一条の十五第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第三項の閲覧に関する事務
- 二十三 第八十一条の十九第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認に関する事務
- 二十四 第八十一条の二十一の三第二項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条の二十一の三の二第二項の規定による指導又は助言に関する事務
- 二十五 第八十一条の二十一の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収に関する事務
- 二十六 第八十一条の二十一の四の三第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに同項の規定による立入検査に関する事務
- 二十七 第二百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第一項第二号並びに第三号から第九号まで、第二十六号及び第二十八号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 二十八 第二百五条第七項及び第八項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第十号から第二十三号まで及び第三十号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 二十九 第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。）

生活環境の保全等に関する条例施行規則

生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する条例施行規則

三十 第六十六条第三項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務（第八十一条の七の規定による催告を受けた者に係るものに限る。）
 三十一 第七十条の規定による要請に関する事務（汚水又は廃液を排出し、又は浸透させる者に対するものに限る。）

4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの（大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務（第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。）を除き、寝屋川市の区域にあつては第二十二号から第二十六号まで、第二十八号及び第三十二号に掲げる事務を除く。）は、当該市、町又は村が処理することとする。

- 一 第一項各号に掲げる事務
- 二 第二項第二号及び第三号に掲げる事務
- 三 前項第三号から第三十一号までに掲げる事務
- 四 第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項から第三項まで及び第三十八条第一項の規定による命令に関する事務
- 五 第二十九条の規定による期間の短縮に関する事務
- 六 第三十九条の五各項の規定による命令に関する事務
- 七 第四十条の三の二各項の規定による要求に関する事務
- 八 第四十条の四第一項の規定による催告に関する事務
- 九 第四十条の四第二項及び第三項の規定による要求に関する事務
- 十 第四十条の四第四項の情報の提供に関する事務
- 十一 第四十条の四の二第一項の規定による催告に関する事務
- 十二 第四十条の四の二第二項及び第三項の規定による要求に関する事務
- 十三 第四十条の四の二第四項の情報の提供に関する事務
- 十四 第四十条の七第一項及び第二項並びに第四十条の八第一項の規定による届出の受理に関する事務
- 十五 第四十条の八第二項の規定による要求に関する事務
- 十六 第四十条の九及び第四十条の十一の規定による命令に関する事務
- 十七 第四十条の十第二項の情報の提供に関する事務
- 十八 第四十条の十三の二第一項及び第二項並びに第四十条の十三の三第一項の規定による通知に関する事務
- 十九 第四十条の十三の三第二項の規定による要求に関する事務
- 二十 第四十三条の規定による意見の陳述に関する事務

生活環境の保全等に関する条例

- 二十一 第四十八条の警告及び同条の規定による命令に関する事務
- 二十二 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の二十五第二項及び第八十一条の二十六第二項の規定による届出の受理に関する事務二十三 第八十一条の二十八第一項の規定による通報の受理及び同項の規定による届出の受理に関する事務
- 二十四 第八十一条の二十八第二項の規定による命令に関する事務
- 二十五 第八十一条の二十八第三項の規定による勧告に関する事務
- 二十六 第八十一条の二十九の規定による情報の提供に関する事務
- 二十七 第二百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第一項第一号並びに第四号、第五号、第二十一号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務に係るものに限る。)
- 二十八 第二百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第二十二号から第二十五号までに掲げる事務に係るものに限る。)
- 二十九 第二百五条第二項及び第三項までの報告の徴収及びこれらの規定による立入検査に関する事務
- 三十 第二百五条第四項及び第五項の報告の徴収に関する事務
- 三十一 第六十六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条第一項若しくは第四十条の十第一項の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。)
- 三十二 第六十六条第三項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。)
- 三十三 第七十七条の規定による要請に関する事務(ばい煙、揮発性有機化合物又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。)

生活環境の保全等に関する条例施行規則

- (書類の提出部数の特例)
- 第七十九条** 条例第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、東大阪市及び阪南市の区域に係る届出は、第二十三条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該届出に係る書類の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。
- 2 条例第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出のうち、守口市及び和泉市の区域に係る届出は、第三十九条の規定にかかわらず、当該届出に係る書類の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。

第九章 罰則

第一百十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条、第二十六条、第三十七条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五十五条、第六十一条第一項又は第六十二条第一項の規定による命令に違反した者

三 第七十条第一項の規定に違反して地下水を採取した者

四 第七十五条第二項、第七十九条第一項、第八十六条第二項又は第九十条第二項の規定による命令に違反した者

五 第八十一条の九第二項、第四項若しくは第八項、第八十一条の十三第五項、第八十一条の十六第四項又は第八十一条の二十の規定による命令に違反した者

六 第八十一条の九第六項又は第八十一条の十の規定に違反した者

第一百十三条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第三十七条第三項、第三十九条の五第一項若しくは第二項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者

三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定に違反した者

四 第六十四条第二項、第六十八条、第八十条第二項又は第八十一条の二十八第二項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号又は第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項の規定による届出（第十七条第四項に規定する一般粉じん（以下「一般粉じん」という。）に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第二十三条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 四 第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 五 第四十条の七第一項又は第四十条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 六 第四十八条の規定による命令に違反した者
 - 七 第五十二条又は第五十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 八 第八十一条の十三第一項に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
 - 九 第八十一条の十六第一項若しくは第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する搬出をした者
 - 十 第八十一条の十七、第八十一条の十八第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十一条の十九第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項から第五項まで、第七項若しくは第八項（これらの規定を同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十一の二各項の規定に違反した者
 - 十一 第九十九条の規定による命令に違反した者
- 第百十五条** 第四十条の十六の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第百十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十九条の規定による記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
 - 二 第三十九条の二又は第三十九条の三の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
 - 三 第六十三条第一項の規定による記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
 - 四 第八十一条の十三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 五 第八十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 六 第九十四条第二項の規定による命令に違反した者

第一百七十七条

次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第二十三条第一項の規定による届出（一般粉じんに係る届出施設に係る届出に限る。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 四 第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者
 - 五 第五十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 六 第五十六条第一項の規定に違反した者
 - 七 第七十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 八 第八十八条第一項、第八十九条第一項又は第九十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 九 第一百五十五条第一項（第二号を除く。）、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第三項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第一百八十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第一百二十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 第一百九十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
- 一 第八十一条の九第九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 二 第八十一条の十三第二項若しくは第三項、第八十一条の十六第三項又は第八十一条の二十一第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の第二十五第二項又は第八十一条の二十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第十六（第四十条関係）

<p>守口市の区域</p> <p>寝屋川市の区域のうち、一般国道百七十号以西の地域</p> <p>四條畷市の区域のうち、一般国道百六十三号との交点以北の一般国道百七十号、その交点以东の一般国道百六十三号と一般国道百七十号との交点までの一般国道百六十三号及びその交点以南の一般国道百七十号以西の地域</p> <p>門真市の区域</p> <p>大東市の区域のうち、一般国道百七十号以西の地域</p> <p>東大阪市の区域のうち、市道石切西十六号線との交点以北の一般国道百七十号、その交点から市道石切東十六号線との交点までの市道石切西十六号線、その交点から近畿日本鉄道株式会社奈良線との交点までの市道石切東十六号線、その交点から一般国道百七十号との交点までの近畿日本鉄道株式会社奈良線及びその交点以南の一般国道百七十号以西の地域</p> <p>八尾市の区域のうち、一般国道百七十号以西の地域</p>
--

備考 道路の路線は、平成六年十一月一日において供用されている路線とする。

別表第十七（第四十二条関係）

地 域	技術的基準	
	揚水機の吐出口の断面積（平方センチメートル）	ストレーナーの位置（地表面下メートル）
<p>守口市の区域のうち、一般国道百六十三号以北の地域</p> <p>寝屋川市の区域のうち、一般国道百七十号以西で、一般国道百六十三号以北の地域</p> <p>門真市の区域のうち、一般国道百六十三号以北の地域</p> <p>四條畷市の区域のうち、一般国道百六十三号との交点以北の一般国道百七十号、その交点以东の一般国道百六十三号と一般国道百七十号との交点までの一般国道百六十三号及びその交点以南の一般国道百七十号以西の地域</p>	四六以下	一八〇以深
<p>守口市の区域のうち、一般国道百六十三号以南の地域</p> <p>寝屋川市の区域のうち、一般国道百六十三号以南の地域</p> <p>大東市の区域のうち、一般国道百七十号以西の地域</p> <p>門真市の区域のうち、一般国道百六十三号以南の地域</p> <p>東大阪市の区域のうち、恩智川以西で鷹殿町を除く地域</p>	二二以下	三五〇以深
<p>八尾市の区域のうち、一般国道百七十号以西の地域</p> <p>東大阪市の区域のうち、市道石切西十六号線との交点以北の一般国道百七十号、その交点から市道石切東十六号線との交点までの市道石切西十六号線、その交点から近畿日本鉄道株式会社奈良線との交点までの市道石切東十六号線、その交点から一般国道百七十号との交点までの近畿日本鉄道株式会社奈良線及びその交点以南の一般国道百七十号以西の地域で、恩智川以东の地域及び恩智川以西の鷹殿町の地域</p>	四六以下	一〇〇以深

備考 道路の路線は、平成六年十一月一日において供用されている路線とする。

別表第十八（第四十八条の五関係）

<p>特定有害物質の種類</p>	<p>分解等により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）</p>
<p>四塩化炭素</p>	<p>ジクロロメタン</p>
<p>一・一―ジクロロエチレン</p>	<p>クロロエチレン</p>
<p>一・二―ジクロロエチレン</p>	<p>クロロエチレン</p>
<p>テトラクロロエチレン</p>	<p>クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン</p>
<p>一・一・一―トリクロロエタン</p>	<p>クロロエチレン、一・一・一―ジクロロエチレン</p>
<p>一・一・二―トリクロロエタン</p>	<p>クロロエチレン、一・一・二―ジクロロエタン、一・一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン</p>
<p>トリクロロエチレン</p>	<p>クロロエチレン、一・一・一―ジクロロエチレン、一・一・二―ジクロロエチレン</p>

別表第十八の二（第四十八条の九関係）

特定有害物質の種類	地 下 水 基 準
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。以下同じ。）	検出されないこと。

別表第十八の三（第四十八条の十一関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき三ミリグラム以下であること。
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素二十四ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。

別表第十八の四（第四十八条の三十三関係）

特定有害物質の種類	要	件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。	
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。	
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。	
砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。	
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下であること。	
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	

別表第十八の五（第四十八条の三十三関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	土壌一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。

別表第十八の六（第四十八条の三十三関係）

種類	要件
ダイオキシン類	土壌一グラムにつきダイオキシン類千ピコグラム―TEQ以下であること。

備考 ダイオキシン類の要件に係る数値は、二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性に換算した値とする。

<p>八</p> <p>土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住</p>	<p>七</p> <p>土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）</p>	<p>六</p> <p>土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>五</p> <p>土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>四</p> <p>土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>
<p>土壌を掘削して地表面を低くし、基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）</p>	<p>土壌汚染の除去</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>遮断工封じ込め</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>
<p>イ 舗装 ロ 立入禁止 ハ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 舗装すること（以下「舗装」という。） ロ 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）</p>	<p>イ 遮断工封じ込め ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壌汚染の除去 ニ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ポーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。）</p>	<p>イ 地下水汚染の拡大の防止 ロ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。） ロ 遮断工封じ込め ハ 地下水汚染の拡大の防止 ニ 土壌汚染の除去 ホ 地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ポーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。）</p>

<p>の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表面を五十センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの限り、前項に掲げる土地を除く。）</p>		
<p>九 土壌の管理有害物質による汚染状態が特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシソ類土壌含有量基準に適合しない土地（前二項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）。</p>	<p>イ 舗装 ロ 立入禁止 ハ 土壌入換え ニ 土壌汚染の除去</p>

別表第十八の八（第四十八条の四十三関係）

項	実施措置の種類	事項
一 地下水の水質の測定	<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 イ 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ロ 観測井を設置する方法 ハ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 ニ 地下水の水質の測定の結果の知事への報告を行う時期及び方法 二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由 ニ 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ホ 観測井を設置する方法 ヘ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度 ト 地下水の水質の測定の結果の知事への報告を行う時期及び方法</p>	<p>軽微な変更の対象となる事項 該当なし</p>
二 原位置封じ込め	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由 ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由 ニ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲及び深さ ホ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の下に不透水層があることを確認した結果 ヘ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物の種類及び当該構造物を設置する方法 ト 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、当該土地を第一溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果</p>	<p>イ この項の中欄ニに掲げる事項の変更のうち、障害物等が発見されたことに起因する鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲の変更であつて、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にある範囲への変更 ロ この項の中欄トの方法の変更のうち、当該トの結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法</p>

	<p style="text-align: center;">三 遮水工封じ込め</p>
<p>チ トの方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認する方法</p> <p>リ 構造物により囲まれた範囲の土地を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヌ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ル 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないとき認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じりの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さを確認する地下水の水質の測定を行つたための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ワ フの観測井を設置する方法</p> <p>カ フの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>ヨ 構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点</p> <p>タ ヨの観測井を設置する方法</p> <p>レ ヨの確認を行う期間及び頻度</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果</p> <p>ト への方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>チ 遮水工の種類及び当該遮水工を設置する方法</p> <p>リ 遮水工が二重の遮水シートを敷設した遮水層と同等以上の効力を有することを確認した結果</p> <p>ヌ 遮水工の内部に掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法</p> <p>ル 埋め戻しを行った場所を覆う覆いの種類、範囲及び厚さを覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ワ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないとき認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じりの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さを実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>ヨ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行つたための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>タ ヨの観測井を設置する方法</p> <p>レ ヨの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>ソ 埋め戻しを行った場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点</p> <p>ツ ソの観測井を設置する方法</p> <p>ネ ソの確認を行う期間及び頻度</p>	<p>への変更</p> <p>イ この項の中欄ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層(厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。)又は不透水層であつてもつとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更</p> <p>ロ この項の中欄への方法の変更のうち、当該の結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法への変更</p>

四	地下水汚染の拡大の防止	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 揚水施設を設置する地点及び当該地点に当該揚水施設を設置する理由</p> <p>ロ 揚水施設の構造</p> <p>ハ 揚水施設を設置する方法</p> <p>ニ 揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去する方法及び当該方法により当該地下水の水質が排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号リ）に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）又は排除基準（同令第四条第一号ヌ）に規定する排除基準をいう。以下同じ。）に適合することを確認した結果</p> <p>ホ 公共用水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するこの方法により特定有害物質を除去した地下水の水質が排出水基準に適合していること又は下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除する当該地下水の水質が排除基準に適合していることを確認する方法</p> <p>ヘ 地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ト 観測井を設置する方法</p> <p>チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>リ 地下水の水質の測定の結果の知事への報告を行う時期及び方法</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標地下水濃度及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であつて、中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置する地点及び当該地点に当該透過性地下水浄化壁を設置する理由</p> <p>ホ 透過性地下水浄化壁を設置する方法</p> <p>ヘ 透過性地下水浄化壁により汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする方法及び当該方法により目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認した結果</p> <p>ト 目標地下水濃度を超える汚染状態にある地下水が当該土地の地下水の評価地点より下流側に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>チ 観測井を設置する方法</p> <p>リ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>ヌ 当該地下水の水質の測定の結果の知事への報告を行う時期及び方法</p>	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>該当なし</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 この項の中欄第二号への方法の変更のうち、当該への結果により、目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認できる方法への変更</p>
---	-------------	--	--

五 土壌汚染の除去

一 基準不適合土壌の掘削による除去

イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報

ロ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由

ハ ロの土地にあつては、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由

ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ

ホ 掘削を行う方法

ヘ 掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌若しくはロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋める方法又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋め戻さない場合にあつては、その旨

ト 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果、掘削された特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果又は掘削されたダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法によりダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果

チ

掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法、掘削された特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により特定有害物質土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削されたダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トのダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法によりダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法

一 基準不適合土壌の掘削による除去

イ この項の中欄第一号二に掲げる事項の変更のうち、特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地における目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であつて最も浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更、特定有害物質土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地におけるダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の外側にある範囲及び深さへの変更並びにダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地におけるダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の外側にある範囲及び深さへの変更

ロ この項の中欄第一号トに掲げる変更のうち、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にする方法

の変更であつて、当該トの結果により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にする方法への変更、掘削された特定有害物質土壌含有

- リ ロの土地にあつては、実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態
- ヌ ロの土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由
- ル 観測井を設置する方法
- ヲ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度
- 二 原位置での浄化による除去
- イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報
- ロ 特定有害物質土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由
- ハ ロの土地にあつては、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由
- ニ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とする範囲及び深さ、特定有害物質土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を特定有害物質土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤とする範囲及び深さ又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤をダイオキシン類土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤とする範囲及び深さ
- ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により目標土壤溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果、特定有害物質土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を特定有害物質土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法により特定有害物質土壤含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤をダイオキシン類土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法及び当該方法によりダイオキシン類土壤含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果
- ヘ ロの土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由
- ト 観測井を設置する方法
- チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度
- リ 特定有害物質土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、特定有害物質土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤としたことを確認するための試料採取等を行う地点及び深さ並びに測定の対象となる特定有害物質の種類又はダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ダイオキシン類土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土地及び深さ

- 量基準に適合しない汚染状態にある土壤を特定有害物質土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤にする方法の変更であつて、当該トの結果により、特定有害物質土壤含有量基準に適合することを確認できる方法への変更及び掘削されたダイオキシン類土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤をダイオキシン類土壤含有量基準に適合する汚染状態にする方法の変更であつて、当該トの結果により、ダイオキシン類土壤含有量基準に適合することを確認できる方法への変更
- 二 原位置での浄化による除去
- イ この項の中欄第二号ニに掲げる事項の変更のうち、特定有害物質土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地における目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の外側にある土壤、かつ、準不透水層又は不透水層であつて最も浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壤が帯水層に接することがない変更、特定有害物質土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地における特定有害物質土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤の外側にある範囲及び深さ

<p>七不溶化</p>	
<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とする範囲及び深さ</p> <p>ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とする範囲及び深さ</p> <p>ヘ ホの方法により、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤としたことを確認する方法</p> <p>ト 性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とした土壤のある範囲について、当該土地の区域外への目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該</p>	<p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すための構造物のうち仕切設備の種類及び当該仕切設備を設置する方法</p> <p>ト 仕切設備が遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果</p> <p>チ 仕切設備の内部に、掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻す方法</p> <p>リ 埋め戻しを行った後、仕切設備の開口部を覆いにより閉鎖する方法</p> <p>ヌ 覆いが遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果</p> <p>ル 覆いの埋め戻す基準不適合土壤と接する面を覆う材料並びに当該材料が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料であることを確認した結果</p> <p>ヲ 覆いの構造</p> <p>ワ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないこと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヨ 実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>タ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>レ タの観測井を設置する方法</p> <p>ソ タの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>ツ 構造物の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点</p> <p>ネ ツの観測井を設置する方法</p> <p>ナ ツの確認を行う期間及び頻度</p>
<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ この項の中欄第一号ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の外側にある、かつ、準不透水層又は不透水層であつて最も浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壤が帯水層に接することがない変更</p> <p>ロ この項の中欄第一号ホの方法の変更のうち、当該ホの結果により、目標土壤溶出量を超えない</p>	<p>土壤の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であつて最も浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壤が帯水層に接することがない変更</p>

	<p>該措置を講ずる範囲</p> <p>チ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>リ 観測井を設置する方法</p> <p>ヌ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果</p> <p>ト への方法により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>チ 当該土地の区域内に目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とした土壌を埋め戻す方法</p> <p>リ 埋め戻しを行った場所について、当該土地の区域外への目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>ヌ 実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>ル 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認する地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ヲ 観測井を設置する方法</p> <p>ワ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p>	<p>イ 汚染状態となることを確認できる方法への変更</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ この項の中欄第二号ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にある土壌の透水性層又は不透水層であつて最も浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更</p> <p>ロ この項の中欄第二号への方法の変更のうち、当該の結果により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認できる方法への変更</p>
<p>九 立入禁止</p>	<p>八 舗装</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ 基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ハ モルタルその他の土壌以外のものであつて、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。）を覆いとして用いる場合にあつては、その理由</p> <p>ニ 舗装の施工の方法</p> <p>ホ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ みだりに人が立ち入ることを防止するために設ける囲いの種類及び範囲</p> <p>ハ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>ニ 立入りを禁止する旨を表示する設備の種類及び方法</p>	<p>イ この項の中欄ロに掲げる事項の変更のうち、みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲の変更であつて、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更</p>

<p>一十 盛土</p>	<p>十 土壌入換え</p>	
<p>ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ</p> <p>モルタル等を覆いとして用いる場合にあつては、その理由 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>モルタル等を覆いとして用いる場合にあつては、その理由 覆いの損壊を防止するための措置</p>	<p>ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ</p> <p>モルタル等を覆いとして用いる場合にあつては、その理由 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>モルタル等を覆いとして用いる場合にあつては、その理由 覆いの損壊を防止するための措置</p>	<p>一 二</p> <p>区域外土壌入換え 基準不適合土壌のある範囲及び深さ 土壌入換えを行う範囲及び深さ 当該土地の土壌を掘削し、覆いを設けた際に当該土地に 建築されている建築物に居住する者の日常生活に著し い支障が生じないようにする方法 覆いの種類、範囲及び厚さ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌で あることを確認した結果 モルタル等を覆いとして用いる場合にあつては、その理 由 覆いの損壊を防止するための措置 区域内土壌入換え 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染 の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必 要な情報 土壌入換えを行う範囲及び深さ 基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のあ る深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準 不適合土壌以外の土壌の掘削の方法 掘削した基準不適合土壌を埋め戻す方法 覆いの種類、範囲及び厚さ 基準不適合土壌以外の土壌を覆いとして用いる場合に あつては、その旨 覆いの損壊を防止するための措置</p>
<p>この項の中欄ロに掲げる 事項の変更のうち、盛土 を行う範囲の変更であつ て、基準不適合土壌の外 側にある範囲への変更</p>	<p>この項の中欄第二号ロ に掲げる事項の変更の うち、基準不適合土壌 の外側にある範囲への 変更</p>	<p>ロ 一 二</p> <p>この項の中欄ハに掲 げる事項の変更のう ち、当該土地の区域外 への基準不適合土壌又 は管理有害物質の飛散 等を防止するための措 置を講じる範囲の変更 であつて、基準不適合 土壌の外側にある範囲 への変更</p> <p>区域外土壌入換え この項の中欄第一号ロ に掲げる事項の変更の うち、基準不適合土壌 の外側にある範囲への 変更 区域内土壌入換え この項の中欄第二号ロ に掲げる事項の変更の うち、基準不適合土壌 の外側にある範囲への 変更</p>

別表第十八の九（第四十八条の四十三関係）

項 実施措置の種類	実施措置の実施の方法
一 地下水の水質の測定	<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>ハ 実施措置に係る全ての措置の実施の完了を報告する場合にあっては、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。</p> <p>二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 当該土地の土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ニ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定すること。</p> <p>ホ ニの測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>ヘ 実施措置に係る全ての措置の実施の完了を報告する場合にあっては、ニの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ニ 次のいずれかの方法により、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。</p> <p>(1) イの方法と同等以上の方法により、イにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ一メートルから一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌について特定有害物質の量を、第四十八条の八条第三項第四号の知事が別に定める方法により測定する方法</p> <p>(2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壌の搬出に係る第四十九条の三に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法</p> <p>(3) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあつては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、百立方メートル以下ごとに五点の土壌を採取し、当該五点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものであることにより測定する方法</p>
二 原位置封じ込め	

<p>四 地下水汚染の拡大の防止</p>	<p>三 遮水工封じ込め</p>	
<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 イ 当該土地において土壌汚染起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基</p>	<p>ホ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にハにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。 ヘ ホにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 リ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。 ヌ ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>ホ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。 ヘ ホの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。 リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。 ヌ ホの構造物により囲まれた範囲の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>

<p>五 土壌汚染の除去</p>	<p>四 地下水汚染の拡大の防止</p>
<p>一 基準不適合土壌の掘削による除去</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌又はロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ ハにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、当該埋め戻す土壌について、当該要措置管理区域の指定に係る管理有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壌を採取したもの又は当該要措置管理区域の指定に係る管理有害物質の種類が第二種特定有害物質、第三種特定有害物質若しくはダイオキシン類である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壌を採取し、当該五点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものについて管理有害物質の量を、第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法、同条第四項第二号の知事が別に定める方法又は同条第五項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であること若しくはロの土地にあつては目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>	<p>準に適合させて下水道に排除すること。</p> <p>ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>ニ ハの測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 当該土地において土壌汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。</p> <p>ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>ホ ニの測定の結果を知事に報告すること。</p>

<p>六 遮断工封じ込め</p>	<p>五 土壌汚染の除去</p>
<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削すること。</p> <p>ニ 当該土地に、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) 一 軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>(2) 埋め戻す目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p>	<p>ホ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハ又は二により土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の主流側の当該土地の周縁の一以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の主流側の当該土地の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ただし、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを一回確認すること。</p> <p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、イにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は特定有害物質土壌含有量基準若しくはダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から管理有害物質を除去すること。</p> <p>ニ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあつては、当該地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの一回の確認とすることができる。</p> <p>ホ 特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌からの管理有害物質の除去を行った後、イにより把握された特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第四項第二号の知事が別に定める方法により測定し、又は当該土壌に含まれるダイオキシン類の量を、第四十八条の八第五項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>

<p>六 遮断工封じ込め</p>	<p>(3) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 ホ ニにより設置した仕切設備の内部に、ハにより掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻すこと。 ヘ ホにより土壌の埋め戻しを行った後、ニの開口部をニ(1)から(3)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。 ト ヘにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 リ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。 ヌ ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
<p>七 不溶化</p>	<p>一 原位置不溶化 イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を薬剤の注入その他の当該土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とすること。 ニ ハにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲について、百平方メートルごとに一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある深さまでの一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌について特定有害物質の量を、第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。 ホ ハにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲について、当該土地の区域外への目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ヘ ハにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲にある地下水の下流側の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。 ニ 不溶化埋め戻し イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とすること。 ニ ハにより性状の変更を行った土壌について、百立方メートル以下ごとに五点の土壌を採取し、当該五点の土壌をそれぞれ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を、第四十八条の八第三項第四号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 ホ ニにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ヘ ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第四十八条の八第二項第二号の知事が別に定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p>

八 舗装	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
九 立入禁止	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ハ イにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
十 土壌入換え	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 当該土地の土壌を掘削し、ロにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>ロ 当該土地のうち地表から深さ五十センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のものにより覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壌のある範囲において、イにより把握された基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。</p> <p>ハ ロにより掘削を行った場所にロにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。</p> <p>ニ ハにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のものにより覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
一十 盛土	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のものにより覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壌又は管理有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。